令和８年厚岸町議会第２回定例会会議録		
招　集　期　日		令和８年６月17日
招　集　場　所		厚岸町議場
開閉日時	開　会	令和８年６月18日　午前10時00分
	閉　会	令和８年６月18日　午後４時00分

1. 出席議員並びに欠席議員

議席番号	氏名	出席○欠席×	議席番号	氏名	出席○欠席×
1	竹田敏夫	○	8	石澤由紀子	○
2	室﨑正之	○	9	桂川実	○
3	佐藤淳一	○	10	堀守	○
4	金子勇	○	11	杉田尚美	○
5	音喜多政東	○	12	金橋康裕	○
6	中川孝之	○	13	大野利春	○
7	南谷健	○			
以上の結果　出席議員 13名　欠席議員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事務局長	議事係長	
亀井泰	石原かおり	

1. 地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の氏名

職　　名	氏　　名	職　　名	氏　　名
町　　長	三　浦　克　宏	教　育　長	滝　川　敦　善
副　町　長	早　川　知　記	教委管理課長	諸　井　　公
総 務 課 長	布　施　英　治	教委指導室長	井　上　哲　平
総合政策課長	平　下　哲　也	教 委 生 涯 学 習 課 長	車　塚　　洋
危機対策室長	四 戸 岸　　毅		
税 務 課 長	本　間　直　人	監 査 委 員	黒　田　庄　司
町 民 課 長	渡　部　貴　志	農委事務局長	石　崎　辰　也
保健福祉課長	鈴　木　康　史		
環境林務課長	江　上　　圭		
水産農政課長	石　崎　辰　也		
観光商工課長	田　﨑　清　克		
建 設 課 長	堀　部　　誠		
病院事務長	佐　藤　弘　幸		
水 道 課 長	髙　瀬　順　一		
会 計 管 理 者	久 保 田　湖　子		

1. 会議録署名議員

４ 番	金　子　　勇		
５ 番	音 喜 多　政　東		

1. 会　　期

６月17日から６月19日までの３日間

令和８年厚岸町議会第２回定例会議事日程

令和８年６月18日
午前10時　開　議

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		一般質問
4	議案第43号	釧路町村公平委員会委員の選任に対する同意を求めることについて
	議案第44号	釧路町村公平委員会委員の選任に対する同意を求めることについて
	議案第45号	釧路町村公平委員会委員の選任に対する同意を求めることについて
5	議案第46号	固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意を求めることについて
6	議案第47号	農業委員会の委員の任命に対する同意を求めることについて
	議案第48号	農業委員会の委員の任命に対する同意を求めることについて
	議案第49号	農業委員会の委員の任命に対する同意を求めることについて
	議案第50号	農業委員会の委員の任命に対する同意を求めることについて
	議案第51号	農業委員会の委員の任命に対する同意を求めることについて
	議案第52号	農業委員会の委員の任命に対する同意を求めることについて
	議案第53号	農業委員会の委員の任命に対する同意を求めることについて
	議案第54号	農業委員会の委員の任命に対する同意を求めることについて
	議案第55号	農業委員会の委員の任命に対する同意を求めることについて
	議案第56号	農業委員会の委員の任命に対する同意を求めることについて
	議案第57号	農業委員会の委員の任命に対する同意を求めることについて
	議案第58号	農業委員会の委員の任命に対する同意を求めることについて
	議案第59号	農業委員会の委員の任命に対する同意を求めることについて
	議案第60号	農業委員会の委員の任命に対する同意を求めることについて
7	議案第61号	辺地に係る総合整備計画の変更について

日程	議 案 番 号	件　　名
8	議 案 第６２号	損害賠償の額を定めることについて
9	議 案 第６３号	財産の取得について
10	議 案 第６４号	財産の取得について
11	議 案 第６５号	財産の取得について
12	議 案 第６６号	財産の取得について
13	議 案 第６７号	財産の取得について
14	議 案 第６８号	工事請負契約の締結について
15	議 案 第６９号	工事請負契約の締結について
16	議 案 第７０号	厚岸町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
17	議 案 第７１号	厚岸町水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び厚岸町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
18	議 案 第７２号	厚岸町公共下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の制定について
19	議 案 第４２号	令和８年度厚岸町一般会計補正予算
20	議 案 第７３号	令和８年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算
21	意見書案第１号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
22		各委員会閉会中の継続調査申出書
23		議員の派遣について

厚岸町議会　第２回定例会

令和８年６月18日
午前10時00分開会

●議長（大野議員）　ただいまから、令和８年厚岸町議会第２回定例会を続会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（大野議員）　日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、４番、金子議員、５番、音喜多議員を指名いたします。

●議長（大野議員）　日程第２「議会運営委員会報告」を行います。
委員長の報告を求めます。
10番、堀委員長。

●堀委員長　おはようございます。
昨日、６月17日午後２時27分から、第５回議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容についてご報告いたします。
追加議案として提出されました議案第73号「令和８年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算」の取扱いについて協議をいたしました。その結果、本会議において審議をすることとし、令和８年度一般会計補正予算議決後、審議を行うことに決定いたしました。
以上、議会運営委員会報告といたします。

●議長（大野議員）　委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。
ここで、昨日の１番、竹田議員の一般質問に対する答弁について、理事者側から発言の訂正を求められておりますので、これを許します。
副町長。

●副町長（早川副町長）　お話をさせていただきます。
昨日、竹田議員の一般質問の中でご指摘のありました、町が行います住宅系の新築や改修等の事業のホームページの掲載につきまして、一部情報が古いままで更新されていないというご指摘がありました件です。
今回、町が４月から行っておりますリフォーム支援助成事業、住宅エコリフォーム支援助成事業、住宅新築支援助成事業の事業拡大に伴う町ホームページの記載につきましては、４月１日に遅滞なく更新されていることが確認されました。また、移住定住にかかる部分ではないかというお話で、その部分の確認につきましては、現在、町の

ホームページの中で確認したところでは、およそ更新がされているという認識を持っておりますが、さらに確認をしまして、もし記載の情報が古い、または間違いがあるというような状況があれば、直ちに更新をしたいと考えております。町のホームページの更新では、度々内容の更新がされておらずご指摘を受けておりますが、今後も随時、適正に更新、掲載について努めてまいります。

また、今回は本会議中に内容の確認ができず、確認が遅れましたことにつきまして、おわびを申し上げたいと思います。以上よろしくお願いいたします。

●議長（大野議員）　今の発言に対し、竹田議員におきまして、質問、発言はございますか。

（な　　し）

●議長（大野議員）　以上で、昨日の１番、竹田議員の一般質問に対する答弁の訂正を終わります。

●議長（大野議員）　日程第３、昨日に引き続き「一般質問」を行います。

８番、石澤議員の一般質問を行います。

８番、石澤議員。

●石澤議員　おはようございます。さきに提出した通告書に従って、質問いたします。

最初に、１番、避難場所の環境充実についてです。

（１）災害対策基本法は、首長が住民に適切な避難場所を示し、良好な環境を提供することを求めています。我が町を襲う巨大地震や津波の避難対象者約7,000人にとって、利用しやすく、できる限り良好な環境であることが期待されていることから、各避難場所の備蓄品について、現状と将来計画はどのようになっているのか伺います。

２、厚岸地域防災計画等について。

（１）我が町の避難所の多くが巨大地震の津波によって冠水してしまう地域に所在していることから、避難所を含めた地域防災計画の見直しが急務と考えます。それらについて、町長の認識と今後の方向性について示してください。

（２）厚岸町防災ハザードマップ（地震・津波編）についても見直しが急務であり、早急に取り組んでいただきたいと考えますが、現状と今後の予定について、町長の所見を伺います。

３、各種移動支援施策の現状と拡充について。

①町では、デマンド交通の運行、バス券の支給、買い物循環バスの運行、スクールバスなど多角的な移動支援を行っていますが、住民からはデマンドは固定型であり、自宅から乗りづらい、循環バスはルートや時間が合わず中途半端だという声があります。複数の施策が住民の利便性を高めきれない現状をどのように総括し、分析しているか伺います。

（２）高齢化がさらに進む中、固定の停留所まで歩くこと自体が困難な移動困窮者が

増えています。自宅前からの乗降、ドアｔｏドアを基本とした運行形態のシフトに対する町長の所見を伺います。

（３）買物循環バスのルートについて、利用者の意見を取り入れた見直しが必要だと思いますが、町長の所見を伺います。

（４）スクールバスの運行条件について、一律の距離制限から交通安全や自然環境等も含め、柔軟な運行対応に取り組むべきと考えますが、いかがですか。

以上で、１回目の質問を終わります。

●議長（大野議員）　町長。

●町長（三浦町長）　おはようございます。８番、石澤議員のご質問にお答えいたします。

１点目の避難場所の環境充実について、災害対策基本法は、首長が住民に適切な避難場所を示し、良好な環境を提供することを求めています。我が町を襲う巨大地震や津波の避難対策者約7,000人にとって利用しやすく、できる限り良好な環境であることが期待されていることから、各避難場所の備蓄品について、現状と将来計画はどのようになっているのか伺いますについてでありますが、現在、町では、避難者数を約6,000人と想定し、指定緊急避難場所や防災備蓄倉庫などに、6,000人が３日間で必要とする食糧や飲料水をはじめ、毛布や携帯トイレなど様々な物資の備蓄を進めているところであり、各避難場所等の備蓄状況及び追加整備計画と目標年次につきましては、要求資料でお示ししたとおりです。

その中で、主なものとして、食糧については、アルファ化米や缶詰パンなどが6,000人の１日３食を３日分として、５万4,000食の目標に対し、現在は約４万1,200食を備蓄しており、令和10年度までに更新と併せて追加購入してまいります。飲料水については、長期保存水が6,000人の１日３リットルを３日間分として５万4,000リットルの目標に対し、現在は約２万8,000リットルの備蓄であり、令和14年度までに更新と併せて追加購入してまいります。そのほか追加購入が必要なものといたしましては、毛布は令和13年度まで、携帯トイレは令和15年度までに目標数量を確保する計画であります。

また、食糧及び飲料水は、昨年までは主に防災備蓄倉庫に集中して備蓄していましたが、昨年７月30日に発生したカムチャツカ半島周辺の地震に伴い、発表された津波警報等の際に、各避難場所への配送が困難な状況があったことなどを踏まえ、あらかじめ保管可能な各避難場所にも配置することとし、随時整備を進めているところであります。備蓄品の整備をはじめとする避難場所の環境充実につきましては、今後、自治会などの地域の皆さんとの意見交換や地域の意見を伺うなどをしながら、その内容も反映してまいりたいと考えております。

続いて、２点目の厚岸町地域防災計画等についてのうち、（１）の我が町の避難所の多くが巨大地震や津波によって冠水してしまう地域に所在していることから、避難所を含めた地域防災計画の見直しが急務と考えます。それらに対する町長の認識と今後の方向性について示してくださいについてでありますが、ご質問のとおり、本町にある指定避難所38か所のうち、27か所が最大クラスの津波が到達した場合に浸水するおそれがある津波浸水想定区域内に所在し、津波時には避難所として使用することができない状況

であり、浸水想定区域外に所在するのは11か所となっております。指定避難所をすべて高台に用意することができれば、津波対策として理想ではありますが、災害は津波だけではなく、津波を伴わない大地震や風水害等における避難所も確保しなければなりません。避難所を単独で新たに整備することは、財政面など大きな課題がありますが、未指定の既存施設の追加や既存施設の建て替え時において、避難所としての利用も考慮するなどの検討を進めてまいりたいと考えております。

厚岸町地域防災計画につきましては、北海道地域防災計画の見直しや、近年の防災・気象に関する制度改正等を踏まえて、現在、令和８年度中の見直しを目標に作業を進めているところであります。今後の見直しにつきましても、状況変化に応じた修正のほか、指定避難所の追加等があった際には反映していくこととなります。

次に、（２）厚岸町防災ハザードマップ地震・津波編についても見直しが急務であり、早急に取り組んでいただきたいと考えますが、現状と今後の予定について、町長の所見を伺いますについてでありますが、現在の厚岸町防災ハザードマップは、令和３年７月に北海道が公表した北海道太平洋沿岸の津波浸水想定などを踏まえて、令和４年２月に作成したものであります。しかし、近年の防災・気象に関する制度改正への対応をはじめ、指定避難所及び指定緊急避難場所の変更、津波浸水のマップに津波時には使用できない指定避難所が記載されていることなど、見直しを要する箇所がございます。ハザードマップの見直しにつきましては、今後、自治会などの地域の皆さんと意見交換を行うなどしながら、その内容も反映してまいりたいと考えております。

一方で、ハザードマップの見直しには予算措置が必要であることと、完成までに一定の期間を要しますことから、令和９年度当初予算に必要経費を計上した上で、令和９年度のできるだけ早い時期に見直しを実施してまいりたいと考えております。

続いて、３点目の各種移動支援施策の現状と拡充についてのうち、（１）の町ではデマンド交通の運行、バス券の支給、買い物循環バスの運行、スクールバスなど多角的な移動支援を行っていますが、住民からはデマンドは固定型で自宅から乗りづらい、循環バスはルートや時間が合わず中途半端だという声があります。複数の施策が住民の利便性を高めきれていない状況をどのように総括し、分析しているのか伺いますについてでありますが、デマンドバスは、郊外部と市街地を結ぶ交通空白地帯を解消するために運行するものであるほか、福祉交通回数券は交通費を助成することにより、外出及び社会参加を促進するとともに、健康と福祉の増進を図るために実施しております。また、スクールバスは小中学校の遠距離通学の緩和を目的として運行しているほか、買い物循環バスは買物をする町民の利便性を図るため、くしろバスが運行しています。それぞれ当初の目的を達成するため、運行及び助成を行い、町民の利便性向上に寄与しているものと評価しております。

今後においても必要に応じ、改善・見直しを図りながら、公共交通施策の事業継続を行ってまいりたいと考えております。また、くしろバスが運行する買い物循環バスについては、運行継続に向け、補助金の交付を継続してまいりたいと考えております。

次に、（２）の高齢化がさらに進む中、固定の停留所まで歩くこと自体が困難な移動困窮者が増えています。自宅前からの乗降、ドアｔｏドアを基本とした運行形態のシフトに対する町長の所見を伺いますについてでありますが、現行の路線型から自宅玄関前

から目的地まで直接移動ができるドアｔｏドア方式への移行については、ハイヤー会社との競合が懸念され、ハイヤー会社の理解を得ることが大きな課題となることから、慎重な検討が必要であると考えております。

しかしながら、自宅までの運行や利便性の向上についての要望もあることから、他自治体の例を参考にしながら、現行の運行形態について改善・見直しなどを含めて検討しているところであります。

次に、（３）の買い物循環バスのルートについて、利用者の意見を取り入れた見直しが必要と思いますが、町長の所見を伺いますについてでありますが、買い物循環バスは、くしろバスが運行するバス路線で、令和４年度に実証運行を行った後、令和５年７月３日から運行を開始しております。ルートについては、交通事業者でありますくしろバスが当時の国泰寺線の運行区間をベースに、商業施設への停留を追加することにより、買物をする町民の利便性の向上を図りつつ、大型バスが安全に運行できることも考慮したルートとして、厚岸町地域公共交通活性化協議会での承認後、北海道運輸局の許可を得た上で運行を行っている状況であります。買い物循環バスが運行を開始してまもなく３年を迎え、利用者も増加傾向にあり、移動交通手段を持たない町民にとって、必要な公共交通であると認識しております。ルートの見直しについては、利用者からの意見があった場合には、交通事業者であるくしろバスへ伝えてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。（４）のご質問については、教育長から答弁があります。

●議長（大野議員）　教育長。

●教育長（滝川教育長）　私からは、３点目の各種移動支援施策の現状と拡充についてのうち、（４）のスクールバス運行についてお答えいたします。

教育委員会で運行するスクールバスは、厚岸町スクールバス条例により、運行対象地区及び運行区間を定め運行しております。その運行区間は、文部科学省が示している公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きでは、徒歩や自転車による通学距離として、小学校は４キロメートル以内、中学校は６キロメートル以内であることが、おおよその目安として妥当であるとされており、この基準を超える場合、遠距離通学の負担緩和を目的としてスクールバスを運行しております。また、公共交通機関がない場合で、学校への通学距離がこの基準を超える場合や、学校統合が行われた地区についてもスクールバスを運行しております。

ご質問の一律の距離制限から、交通安全や自然環境等も含め、柔軟な運行に取り組むべきと考えるか、いかがかでありますが、現在のスクールバスの運行は、国の考えを踏まえて設定しており、一定の合理性が保たれていることから、現時点での運行対応を緩和する予定はございません。

なお、ヒグマ出没など急を要する場合で、保護者による送迎対応が難しい場合は、スクールバスへの乗車など柔軟に対応しているところでありますので、ご理解願います。

●議長（大野議員）　８番、石澤議員。

●石澤議員　最初に備蓄品についてです。備蓄品について知らない町民がいると思うのです。現状、このようになっていますという広報はどうなっているのか。それから、施設管理者や利用者代表の方々との情報の共有はどうなっていますか。

●議長（大野議員）　危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長）　備蓄品の状況についてでありますが、町のホームページにおいて、各備蓄場所ごとにどういったものが備蓄してあるかというものをホームページ上で公表はしております。各地域の方々につきましては、避難訓練の際に備蓄倉庫、各避難場所のテントだとかを収納している倉庫をご覧いただいたり、中にこういったものが入っておりますというような説明を訓練の際の避難場所の配置担当職員から説明をさせていただいている状況にあります。

今後、１回目の答弁にもありましたとおり、各自治会との防災に関する意見交換みたいなことをしていきたいなと考えておりますので、その際にもそういった備蓄状況の説明とか、それに限らずいろいろな防災に関する意見交換をしたいと考えておりますので、そういったことも活用しながら周知はしてまいりたいと考えております。

●議長（大野議員）　８番、石澤議員。

●石澤議員　答弁の中で足りないものなども随時用意していくということなのですけれども、そうすると、避難対象者7,000人ではないかと思って記憶しているのですが、資料は6,000人を想定しています。この6,000人と想定している根拠が何なのか。それから毛布の欄ですけれども、4,800人となっています。1,200人分不足していますが、これも今言ったとおり何年かまでには整えると理解していいのでしょうか。

●議長（大野議員）　危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長）　避難想定人数6,000人についてでございますが、直近の津波警報が発表がありました昨年７月30日のカムチャツカ地震の際の避難対象人数、これが5,753人となっておりまして、こういった数字をもとに約6,000人ということで想定しております。

また、北海道が津波に関する浸水想定ですとか被害想定を出しておりますが、これが令和４年12月に公表した分で、厚岸町における避難所避難者数の想定が4,800人となっております。4,800人が避難所に避難されるという想定をもとに、毛布につきましては4,800枚ということを想定しております。それ以外にも車中泊避難ですとか在宅避難という部分も想定されますので、この数の見込みはなかなか難しいのですが、昨年の5,753人というものをベースに6,000人分の食料は３日分は確保しようということで、想定者を6,000人としているところです。

●議長（大野議員）　８番、石澤議員。

●石澤議員　そうしたら毛布も5,753人ですから6,000人分で、これからもそこに、今足りないのですよね。6,000人分はあるわけではないですよね、たしか。対象が4,800人になっていて、6,000人と比べても5,753人分ですから、車中泊ということも含めても、今回のカムチャツカで予定した5,753人の人たちが、全員というわけにはいかないかもしれないのですけれども、その人たちが必要な分はやはり用意するべきではないかと思うのですが、その辺どうですか。

●議長（大野議員）　危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長）　先ほども申し上げましたように、毛布に関しましては北海道が公表した4,800人の避難者数、これは発災後、避難初日4,800人、２日目も4,800人で３日目には若干減るような想定を北海道でしておりまして、まずは初日の4,800人を満たす数を毛布については備蓄したいと考えておりますので、あくまでも避難所ということで。ただ、これについても今後、地域の意見等も伺いながら、町としての考えも整理して、その必要数量を増やす必要があるのであれば、その辺もちょっと検討してまいりたいと考えます。

●議長（大野議員）　８番、石澤議員。

●石澤議員　分かりました。

　次、津波避難場所によって備蓄倉庫や保管庫のないところが結構多くあるのですが、そこに避難された人たちは備蓄品が行き届かないことになると思うのですが、そこはどうするつもりですか。それと、全ての避難場所に倉庫等の配備が必要だと思うのですが、その辺はどうですか。

●議長（大野議員）　危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長）　避難場所につきましては、災害の危険が去るまでに一時的に命を守るために逃げる場所ということでございますので、浸水区域外であったり、高さを確保するという条件設定の下、設定をしております。立地条件からなかなか避難場所に備蓄倉庫を置けないというような場所もございます、正直。ただ、その辺につきましては、状況を再度確認しながら置くべきところには置くような検討、あるいはそこからまたさらに二次的に避難することができるような部分につきましては、そういった対応をするとか、その辺も地域の皆さんとお話しながら、検討を深めてまいりたいと考えております。避難場所に全て備蓄食糧とかそういったものを置くことは、自然条件ですとか冬期間の凍結、そういった部分もございますので、なかなか困難な部分がありますが、１回目の答弁でもありますとおり、配置が可能な場所にはできるだけ置くように努めているところでございますので、そういった場所の状況を踏まえながら、今後も配置の検討は進めていきたいと考えております。

●議長（大野議員）　８番、石澤議員。

●石澤議員　分かりました。

これはトイレの問題です。これは6,000人で想定して１日５回分になっていますけれども、そうすると備蓄庫とかないところはちょっと大変になってしまうのかなと思うのですが、人間の生理現象というのはどうしようもないです。もし避難した場合で、実際に本当に来たら、一晩その場所で過ごさなければならないということもあるわけです。ほかのところに移れないで。そういうときに対しては、待機するということも含めてどういうような想定を考えていますか。

●議長（大野議員）　危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長）　まず、携帯トイレにつきましては、避難所生活を送る上で必要となる備蓄品として整備しております。ですから、基本的には避難所で使うという想定にしております。

避難場所につきましては、国でもどういったものを備蓄しなさいというようなものは示されておりません。避難所生活に当たって必要となる備蓄品ということで、食糧あったりがいろいろ示されている状況になります。

ただ、津波警報の場合は、質問者おっしゃいますとおり、一晩ですとか、そういった長時間になるということがありますので、町としては、配置可能な場所には寒さをしのぐテントストーブですとか、仮設トイレを設置したりということはしておりますが、物置の設置の可否同様、仮設トイレについても場所的制約とかもございますので、その辺、先ほどの物置等の答弁の繰り返しになりますが、状況を確認しながら、どういった対応ができるかということを地域の皆さんと話をして、避難場所を変える必要があるとかそういったことも含めて、いろいろ意見交換をさせてもらいながら、随時見直しは進めていきたいと考えております。

●議長（大野議員）　８番、石澤議員。

●石澤議員　本当に一晩ということはあり得ることですから、自然現象、それは生理現象ですからどうしようもないので、当座のトイレと飲料水、それはもう避難する人が持ってこいと言えば持ってこいなのだけれども、そうではない場合もありますので、持ってきてほしいということも含めていろいろ伝えていくということ。トイレを持ってこいというのはできないので、トイレは何とか考えるというふうにしてもらえたらと思います。

それから、今回のカムチャツカの問題で、避難場所の環境が悪いということは、皆さん何回か聞かれたと思うのです。その場合、町民が生き抜くために最悪のケースを想定して、前後策を何とか検討してほしいと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

●議長（大野議員）　危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長）　まず先ほども申し上げましたとおり、水につきましては、冬期間の凍結という問題もありまして、なかなか全ての避難場所ということは困難な状況にはありますが、冬期間でも保管できるようなものがないかとか、そういったものもちょっと研究しながら、配備を検討してまいりたいと考えております。

携帯トイレにつきましても、各自で持参していただいて、スペースさえあれば携帯トイレで用を足すということも可能な商品もございます。おっしゃいますとおり、なかなか全ての避難場所がそういった環境が整っている状況にはないことから、現実的には難しいなという部分もあろうかとは思いますけれども、水ですとか最低限１日分、１食分とか、そういった飲食料と併せて、避難者自らが持参して避難してもらうような周知はこれまでもしてきておりますが、今後も重ねて周知をしてまいりたいと考えております。

ご承知のとおり、町が全ての避難場所に食糧を配付するということは、現実的には警報発令中であればほぼできないようなことになりますので、命を守るために避難者自ら最低限津波警報が解除されるまでの間、必要とする水、飲み物、あるいは懐中電灯、冬であれば羽織るもの、暖を取るもの、防寒着、そういった必要となるものをできるだけ非常持ち出しとして用意していただきたいということは、常々、お伝えしているところですが、今後も重ねて周知をさせていただきたいと思います。

あと過酷な環境と、夏であれば炎天下であったりだとか、虫が多いだとか熊が出る可能性があるだとか、そういったご意見もいただいております。なかなか個々に全てに対応を取るというのは、かなり難しい部分もございますが、頂いたご意見をどうしたら解消できるか、また、避難される方自らでも対応できるものはどういったものがあるか、そういったものもいろいろ研究・検討しながら、今後の環境整備に向けては検討を進めてまいりたいと考えます。

●議長（大野議員）　３番、４番、ちょっと私語を慎んでいただきたいと思います。

８番、石澤議員。

●石澤議員　避難者が自力で、あるいは介助者の手を借りながら、必死の思いで避難場所を目指すということだと思うのです。そのときに、いろいろなものを持って背負ってこいとは、訓練の中でそういう訓練もしていくのが大事だと思うのですが、厚岸町の海岸線沿いは、結構土地が限られていると思うのです。避難所も単線だと思うのです。だから、自動車でなければ避難できない方々もいると思うのです。そういう避難者のために、しっかり現状を把握して、車利用の登録制度を検討するということは考えられないですか。

●議長（大野議員）　危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長）　質問者がおっしゃいますとおり、車でなければ避難でき

ない人がいらっしゃることは事実でございます。これまでもそういった人たちは車避難ですが、徒歩で避難できる方が車避難することによって、車でなければ避難することのできない人の妨げになるといったことも周知をさせていただきながら、これまで進めてきております。避難に車を必要とする方の登録制ということでございますが、登録してどういった効果があるのか、どういった懸念があるのか、まだ提案を受けたばかりで思いを巡らせてもぱっと出てこないところもありますので、ただいまいただいた提言も検討も含めて、車避難の在り方というものは大変難しい問題ではあります。幹線道路に車で避難しないでくれと言っても、東日本大震災の際にも避難者の約５割が車で避難しているという実態もございます。そういったことを考えると、なかなか難しい課題ではありますが、一つの提言として車避難の在り方をどうすべきかというところを、他の自治体でも避難経路を指定してという取組もあったりしますので、そういったことも参考としながら、車避難については検討を進めてまいりたいと思います。

●議長（大野議員）　８番、石澤議員。

●石澤議員　そのときに避難経路混雑緩和のため、それから避難場所への迂回路についても、それも含めて検討してもらえればいいかなと思うのです。本当に、「もう、わしは動けないからお前たち行け」と言われたって、とてもじゃないけれども置いてなんていけないという人もたくさんあったりしますので、それも含めて今検討してくれるということですので、その辺よろしくお願いします。

　次です。指定避難場所のことなのですが、現在、指定避難場所が水没しないと想定される場所は４か所のみですけれども、先ほどの答弁では、それ以外にも検討すると言っていましたが、公住宅の計画準備や官民施設を活用するための協定締結も必要と思うのです。中間地域の廃校施設の活用も考えると思うのですが、指定避難場所について厚岸町はどこまで想定して準備されているのでしょうか。

●議長（大野議員）　危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長）　まず前段の車避難についてですが、迂回路ということで、厚岸町の特にこの辺の市街地ですとか、避難場所への迂回路という部分ではなかなか困難なところはあります。迂回路を新たに整備するというのも、いろいろ極めて困難な状況にありますが、そういったことも含めてもろもろ検討してまいりたいと思います。

　それと避難所の関係でありますが、１回目の答弁にもありますとおり、津波浸水対象区域外にあるのは11施設ということになっております。これは山間部、片無去とか若松とか、そういったところの集会所も避難所になっておりますので、それらを合わせて11か所となっております。廃校舎につきましては、すぐには運用を開始できるような状況にはなく、いろいろ電気設備の問題とかありますので、そこは現時点では指定しておりません。ただ、今後、現に通常利用している施設で避難所になっていない施

設を指定するための検討をするとか、建て替えが必要になった際には、避難所として活用できるように浸水区域外に建て替えを検討するとか、そういったことは今後も進めてまいりたいと考えております。

●議長（大野議員）　８番、石澤議員。

●石澤議員　分かりました。その辺、なるべく早くではないですけれども、起きてからでは遅いので、そういうものを段取りしていくことが大事だと思うので、検討してください。

　避難所運営マニュアルというものがあるのですが、避難所の開設は首長の責任で行わなければならないとなっています。それも発生から24時間以内となっています。冠水していない施設についても、あらかじめ準備をしておく必要があると思うのですが、現行の防災計画の修正もやらなければならないと思うのですが、その辺はどう考えていますか。

●議長（大野議員）　危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長）　現行の地域防災計画につきましては、１回目の答弁でもありましたとおり、いろいろ防災に関する諸情勢が変わってきていること、そういったものを反映しながら、現在改正作業を進めているところでございます。国の制度や施策の変更の反映を受けて北海道の地域防災計画を変更して、その北海道の地域防災計画の変更も反映させて、我々市町村の地域防災計画を修正するということをしておりますので、なかなかボリューム的にもあって、コンスタントにできていない状況はありますけれども、そのときの情勢に合わせた内容に、今後も随時見直しを進めていきたいと考えております。

　避難所運営マニュアルにつきましても、現時点で厚岸町におきましてもマニュアルを定めております。これについても今、いろいろな情勢の変化、これまでの能登半島地震の状況とかそういったものを踏まえて、国あるいは道からもこういったことを見直したほうがいいという通知も来ておりますので、そういったものを参考にしながら、今、この避難所運営マニュアルにつきましても、現在見直し作業を進めているところでございます。避難所運営マニュアルと言いましても、避難所の規模、立地条件等によっても一概に全部が当てはまるようなものではないかなと思いますので、その辺は実情に合わせながら、分かりやすく示せるようにどうしたらいいかなというところも、今、検討を進めているところでございますので、できるだけ避難される方が分かりやすいマニュアルの改正に努めたいなと進めているところでございます。

●議長（大野議員）　８番、石澤議員。

●石澤議員　分かりました。自宅から直接避難場所へ向かうこと、巨大地震の場合の大津波、地理・特性から考えて、向かうことができる住民は多くないと思うのです。その

ため各避難場所、一時的に逃げた場所から避難者が最寄りの避難場所、避難所へ移動していくということについてのシミュレーションをしておく必要があると思うのですが、その辺はどう考えますか。

●議長（大野議員）　危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長）　津波警報等があった場合には、命を守るために避難場所に逃げていただいて、そこから避難所への移動ということでございますが、現時点ではシミュレーションというような形ではないのですけれども、近隣の避難所に移動していただくということは想定はしておりますが、避難場所によってはやはり避難所となるべき施設まで距離があったり、あるいは移動するための道路がどういう状況になっているかも分からないということもありますので、具体的なシミュレーションということではできていないのは実態ではございますが、いろいろ先ほど、地域と自治会等との意見交換ということで申し上げさせていただいておりますが、一気にはちょっとできませんが、できれば７月くらいから順次そういった意見交換をさせていただきながら、地域の実情に応じた対応、どういった対応ができるのか、課題は何なのかというようなことの意見交換をさせていただきながら、地域の実情に応じた課題対応というようなことを可能な限り進めていきたいなと考えているところでございます。

●議長（大野議員）　８番、石澤議員。

●石澤議員　よろしくお願いします。とても大変だと思うのです。いろいろな問題もあるし、災害の問題ですから。危機管理、やはり町だけでやるものではないと思うのですが、それも含めてこういう示すものがあれば町民も安心しますので、ぜひ対応していただきたいと思います。

　次に移ります。デマンドバスなのですが、デマンドバスってありがたいのです。交通空白地で助かるのですが、デマンドバスを利用する人は車の免許を返納したり、それから独り暮らしの人が多かったりしているのです。そのときに、本当に歩いていくことがだんだん困難になってきています。ＡＩデマンド交通にして、場所を固定しないで迎えに行くという方法を取っている自治体も結構あるのです。そういうことによって、外出支援も含めた取組をしているのですが、先ほどドアｔｏドアでいくとハイヤー会社との競合が懸念されるということなのですが、今、デマンドバス、デマンドの運行をお願いしているのは、さくらハイヤーとくしろバスになっているのでしょうか。その辺の運行自体はどうなっているのですか。

●議長（大野議員）　町民課長。

●町民課長（渡部課長）　ただいま厚岸町でデマンドバスの運行になっていただいているのは、くしろバスとさくらハイヤーの２社のみになります。

●議長（大野議員）　８番、石澤議員。

●石澤議員　そうであれば、競合というよりもデマンドバスの運行の仕方を変えるということはできるのではないですか。デマンドバスの運行のこれを見せてもらったのです。乗り場所を見ましたら、尾幌なんかもそうなのですが、これずっと道路の横、そこから結構入っているところに住宅、利用者の方がいます。それから上尾幌もそうですし、それから床潭末広、それから太田なんかもそうなのですが、太田は太田農協の前とそれから郵便局の前なのですけれども、利用したい人はそれよりずっと中に入っています。そうすると、その方たちはここまで来るのに自転車で来いとか車で来いとかということになるのでしょうか。そうではなくて、ほかの地域がやっているように、やはりＡＩを使って定期的に運行の仕方を変えて、ＡＩによるルートの自動化、最適化というのがあるみたいなのですが、ＡＩデマンド交通というのは。そういう取組をしたほうが、運行するのにも無駄がないような気がするのですが、その辺はどう考えていますか。

●議長（大野議員）　町民課長。

●町民課長（渡部課長）　お答えいたします。ただいまのご質問にあるように、太田とか尾幌地区の現在の停留所から住宅までというのはかなり入り組んでいる、かなり奥に距離が離れているというところは承知しております。ＡＩによるデマンド交通というよりは、町長の答弁にもありましたけれども、まずタクシー会社の理解を得ることが課題であるという意味は、要はタクシーの営業エリアにドアｔｏドアを入れてしまうと、タクシーの利用が少なくなってしまって、タクシーの営業を妨害してしまうということが一番の懸念材料であります。ですから、ＡＩで走りやすいルートを決めるとか、そういう以前の問題でありまして、町内に１社しかないタクシー会社の営業にまで影響を与えるような町の公共交通を行ってしまっては困るのではないかということで、実は先ほど言った２社ともどういった方法ができるかということはお話はさせていただいているのですけれども、ドアｔｏドアをやることによって、やはりこのエリアは困るとかこのエリアだったらいいとか、そういう意見も出ているものですから、一概に全てをドアｔｏドアにできるかどうかというところも含めて、現在検討中であるということでございます。

●議長（大野議員）　８番、石澤議員。

●石澤議員　前に言ったことがあるのですけれども、これは訓子府のやり方です。75歳以上を対象としたサービスです。会員制なのです。300円で町内であればどこでも動けると、それを担っているのがタクシー会社なのです。乗り合いタクシーという形で、タクシー会社がこれを運営してやっているのです。そういうことをここは回数で整理する持続的な設計、利用券は金額ではなく乗車券、枚数で配られていると。当初は60枚、足りなければ年度内に１回だけ追加申請して、最大60枚で年間最大120回、月10回往復

加算まで使えるということなのです。こうすると自治体財政がパンクするのではないかとありますが、上限120回とすることで財政も規律を保っているということなのです。厚岸の場合は8,000円というバス券もあります。それを申請して、そして使っていない方もいらっしゃると思うのです、申請しただけで。せっかくあるバス券とか、それからデマンドバスとか、いろいろないい方法を持っているのです。それから買い物バスとか。ただ、買い物バス一つにしても、利用者の意見はどのくらい入っているのかなと思うのです。それで、そんないろいろな人たちの思いとか考えなんかも利用して、車が運転できない、要は移動が困難な方たちをどう支援するかという時点で考えて、その上でタクシー会社の営業もできると思うのですが、その辺はどうですか。

●議長（大野議員）　町民課長。

●町民課長（渡部課長）　まず、ただいまご質問ありました訓子府町のケースでございますけれども、ご質問者おっしゃるとおり、高齢者のハイヤー利用について、定額の利用券が交付されているということで、運賃総額との差額、この分をハイヤー会社に助成しているといったような支援事業だと認識はしています。これはデマンドバスとはまた違う施策だと私は認識しておりまして、デマンドバスでタクシーを使うということ自体が、まずもって想定はできません。なので、これは全く別の事業と私は考えます。デマンドバスとしてではなくて、乗り合いハイヤーというまた新たな事業を展開していかなければならないとは考えています。こういう事業もあるのも分かっていますし、その上で厚岸町としては福祉交通回数券助成をもってそれに代わる事業として行っているということになります。

　それから、買い物バスについての利用者の意見といった部分では、町長からの答弁にもあったように、この買い物バス自体は、くしろバスに運行していただいている路線でありますので、町が利用者の意見をアンケートとかで伺って、それを反映しているというものではないですし、もし町に意見があれば、くしろバスにはこういう意見がありますということは伝えていくというような町のスタンスであります。

●議長（大野議員）　８番、石澤議員。

●石澤議員　例えばの例で言ったのです、訓子府町は。だから、デマンドバスを利用する人にとって、そこまで行く移動が大変なので、そのことに対してドアｔｏドアという形で考えてもらえないかと言ったら、タクシーの営業がどうのこうとなったので、デマンドバスとして考えてほしいということで、例として挙げたのです。地域で移動したいという人にとってのデマンドバスはいい方法ですけれども、そこまで行かなかったらデマンドバスを使えないということは、やはり不便だと思うのです。だから、町で運営していないさくらハイヤーに委託をして運営しているとすれば、それは可能でないかと思うのですが、その辺が駄目だというのはちょっと分からないのですが、どうなのでしょうか。

●議長（大野議員）　町民課長。

●町民課長（渡部課長）　デマンドでドアｔｏドアをやっても、結局定額料金になってしまいまして、それは町にはお金が入ってくるのですけれども、タクシー事業者は自らのタクシーを使って顧客を輸送しているという意味では、その分が全てタクシー会社の利益になるわけでございまして、その分の利益がやはりデマンドでドアｔｏドアをやったことによって、結局タクシーの利用が減っていくとなると、タクシー会社の利益が減っていくのではないかという懸念、そこがありますので、やはりそこは競合しない形を持って、きちんと協議をしながらお互い納得のした形の結果を見出して進めていくべきではないかなとは考えております。それを現在検討している最中でございますので、そこはご理解いただきたいなと思っています。

●議長（大野議員）　８番、石澤議員。

●石澤議員　早めにお願いします。

あと、スクールバスなのですが、距離の問題とかであったのですけれども、距離の条件、距離から安全、角度への基準というのがあるのですが、距離が規定に達していなくても、教育区域や学校が負担が大きく危険と判断したと、例えば、さっき言ってました熊の問題とかあるのですが、今、子どもたちの人数がすごく少なくなっているのです。その子たちにとって、低学年のときに親が迎えに来れないとか何かのときに、スクールバスを利用させるということができないかなと思うのですが、小学校１年生、３年、４年生くらいまで、五、六年になったら自分で自転車で走ったりすると思うのですが、１年、２年くらい、一番親が心配する学年を対象に、そのときに親から申請があった場合に対応するということはできないでしょうか。

●議長（大野議員）　管理課長。

●管理課長（諸井課長）　お答えさせていただきます。この基準は、先ほど教育長の答弁にもあったとおり、国の基準を参考にして、厚岸町もそれに準じて決めているものであります。ほかの町でも多くあるのですけれども、全部が全部４キロ、６キロという縛りではなくて、それ以内のところも事実として、この釧路管内でもございます。それについては、例えば、歩道がないだとか、路側帯が極端に狭くて歩くところがなかなかないだとかということで、交通安全上の理由で緩和をしているという町も実際にあるようです。それは把握しております。

ご質問の低学年の関係です。それにつきましても、一部の町ではそういうふうにやっているところもやはりあるそうです。一定の学年、低学年、高学年、そして中学校ということで距離を決めてやっているところも国内にはあるようですけれども、繰り返しになって申し訳ないのですけれども、やはり一定の基準というのを設けてやらなければならない。中には、例えば、ここのエリアからここのエリアを走っているのに近いからとか、あとどうせ走っているのであれば乗っけてくれやとか、そういう事例も

出てくるので、基準を設けてやっていくべきかなとは思うのですけれども、ちょっと今、低学年の部分につきましてもご意見がありましたので、少子化で子どもも少なくなってきているというのもあるのですけれども、あとはそのバスの乗車定員、これにもよると思います。例えば、29人乗りのスクールバス、29人まで乗れるかというとそうではなくて、乗ることはできるのですけれども、例えばランドセルを横に置いてだとかというのも出てくるので、実際には29人乗りで29人乗るというのは難しいかは思うのですけれども、それらを含めてどういうようなことができるかだとか、今すぐにどうのこうのではないのですけれども、それも考えながら今後やっていければなと思うのですけれども、ちょっと今段階ではなかなか難しいということで、ご理解いただければと思います。

●議長（大野議員）　以上で、石澤議員の一般質問を終わります。

次に２番、室﨑議員の一般質問を行います。

２番、室﨑議員。

●室﨑議員　さきに通告いたしました一般質問通告書に従い、質問をさせていただきます。２点ございます。

１点目は、職員数の不足についてであります。

現在、報道などにより、各地において自治体職員の不足が問題となっていると聞いています。厚岸町での現状はどうでしょうか。また、そうであるならば、その対策はどう進めているのか、それについてお聞かせいただきたい。

２問目は、熊害対策についてであります。

近年、各地で市街地に熊が出没し、人身被害も起きています。厚岸町でも熊出没の現状に対してはいろいろな対策をとっていると思いますが、どのような対策をとってきているか、具体的に教えていただきたい。また、今後、どのように進めていくかをお知らせいただきたい。

今日も朝、防災無線で熊出没の話が出ておりまして、内心穏やかではないのですが、いろいろとなさっていると思いますので、ご説明をいただきたい。以上であります。

●議長（大野議員）　町長。

●町長（三浦町長）　２番、室﨑議員のご質問にお答えいたします。

１点目の職員数の不足について、各地において自治体職員数の不足が問題となっている。厚岸町の現状はどうか。また、その対策はどう進めているかについてでありますが、厚岸町における職員数は、会計年度任用職員を含まない直近３年の４月１日現在の推移は、令和６年が274名、令和７年が257名、令和８年が253名となっております。職員の減少につきましては、近年は中堅職員の自己都合退職者もあり、年度末での退職予定者に対し、補充のため採用しますが、退職の申出が遅い場合は採用が間に合わないこともあります。

令和６年度の退職者に対する令和７年度の採用状況では、退職者数が一般事務職で９

人、その他の職では14人、これに対し採用者数は一般事務職は５人、その他の職では４人となっており、一般事務職の４人の不足につきましては、見直しによる人員の削減や係の再編成による人員の削減などを行い、３課１室で対応したところであります。また、令和７年度から８年度までの状況では、退職者数は一般事務職が12人、その他の職では７人で、採用者数が一般事務職では８人、その他の職では４人となっており、令和７年度同様の職員配置では、一般事務職で４人の不足となりましたが、人員削減や会計年度任用職員の採用などで対応し、年度内の随時募集により配置に繋げたいと考えております。

職員の採用は、これまで一般事務職の採用については、釧路町村会が主催する試験と厚岸町が独自で実施する試験を行っておりましたが、多くの町村は希望者が少なく、募集人数の確保ができないため実施回数を増やし、町独自の試験では、社会人も対象とするため年齢要件を引き上げて実施したほか、募集の周知では、町内と釧路市内の高校を回り、直接担当教諭に募集案内を行うとともに、企業説明会へ参加し周知に努め、その結果、社会人の年度途中での採用や学校側からの問い合わせによる応募があるなど、一定の成果は得られておりますので、今後もこの取組を続け、今年度につきましては、既に随時募集を開始しております。

また、職員が減少する中での業務遂行については、職員それぞれが業務分担の均衡や業務の効率化、経験の浅い職員の指導の重要性などをしっかりと認識し、これからの時代に合った行政運営のための見直しを行い、限られた人員で最大の効果が発揮できる組織の構築を進めるとともに、ＩＣＴ技術を活用する能力や課題解決能力等の職員個々の資質向上に係る取組や、専門性の高い分野における業務委託や指定管理制度を活用するなど、様々な手法を考えながら、将来へ向けた行政運営を考えてまいります。

続いて、２点目の熊害対策について、近年各地で市街地への熊出没により人身被害も起きているが、町ではこの現状に対しどのような対策を取り、今後どのような対策を進めるかについてでありますが、近年、全国的に熊の出没件数が増加傾向にあり、人の生活圏や活動領域への侵入が深刻な課題となっております。当町においても、ヒグマが住宅地の周辺で目撃される事例が見られ、これまで以上に迅速かつ慎重な安全対策が求められております。

これまで当町が行ってきたヒグマ出没時の基本的な対応については、出没の通報を受けた後、警察、教育委員会や出没した地域の自治会などの関係機関に連絡を行い、出没した場所や状況などに基づく危険度から問題個体であると判断した場合には、ヒグマ駆除員に対して出動要請を行っております。また、防災行政無線やＩＰ告知情報端末による住民への注意喚起のほか、出没場所周辺への看板の設置、町ホームページでヒグマ出没情報を掲載するなど、必要な対策を併せて行っております。

次に、町有施設における対策については、まずは施設利用者の自力避難を基本とする一方、外遊びなど屋外での活動機会が多く、特に対応が困難なことが想定される保育所等における対応として、屋内で活動している場合には、園児を施設内のヒグマから離れた安全な場所に、屋外で活動している場合には、園児を施設内に避難させた上で、直ちに関係部署、厚岸警察署及び保護者へ連絡し、園児の安全確保に努めることとしております。

次に、イベント等における対策については、最近では多くの参加者が集まるあっけし桜・牡蠣まつりや湿原清掃において、事前に会場周辺でヒグマの出没が確認されていたことから、ヒグマ駆除員へ護衛・監視を依頼し、参加者の安全を最大限に確保するための対策に努めております。

また、今後の対策については、人とヒグマがお互いの領域で干渉せずに共存できる環境を目指し、地域ごとにヒグマ出没時の対応をあらかじめ設定し、人とヒグマをすみ分ける手法であるゾーニング管理が有効と考えており、北海道が作成したガイドラインを参考に、厚岸警察署やヒグマ駆除員などの関係者と協議を重ね、ヒグマゾーニング計画を策定いたします。

引き続き、ヒグマの出没時には、情報提供など必要な対策を迅速に講じるとともに、出没の状況を踏まえ、イベント等におけるヒグマ駆除員による護衛や監視のほか、必要に応じて会場への立入制限や中止等の措置を講ずることとしております。今後もヒグマ駆除員や警察など関係機関と連携し、町民が安全に暮らせるよう熊害対策に努めてまいります。

私からは以上であります。教育委員会における対策については、教育長から答弁があります。

●議長（大野議員）　教育長。

●教育長（滝川教育長）　私からは、２点目の熊害対策について、教育委員会が所管する小中学校及び生涯学習施設の対策についてお答えいたします。

小中学校のヒグマ出没時の対策は、各学校の対応マニュアルにより対策も講じております。ヒグマの出没情報があった場合には、保護者に対して安全安心メールにより、その情報と対応について連絡しているほか、学校敷地内及び学校付近に出没した場合には、グラウンドでの活動中は直ちに中止し、校内へ避難させることとしております。また、登校前や下校後の在宅中の場合は、警戒が解かれるまで臨時休校、またはタブレット情報端末を使用した遠隔授業を実施することとしております。

通学路に出没した場合は、登下校については出没した周辺に居住し、徒歩または自転車で通学している児童生徒は児童生徒のみで登下校させず、各家庭において車両での送迎をお願いし、スクールバス利用者は自宅前まで送迎を行うこととしております。また、登校前や下校後についても、出没した周辺に居住する児童生徒に対して、屋外での遊びや活動を控えるよう指導し、ヒグマの被害に遭わないよう対策を講じているところでございます。

次に、生涯学習課所管施設の対策についてでありますが、これまで施設利用者への注意喚起の対応にとどまっておりました。今後、施設付近にヒグマが出没した場合には、野球場やパークゴルフ場等の屋外施設については、速やかに利用者へ注意喚起を行い、屋内や車両へ避難させ、必要に応じて屋外施設の利用を一時閉鎖する対応をとってまいります。また、屋内施設については、施設内の利用者に注意喚起を行い、ヒグマの侵入を防ぐ対応を図るとともに、施設周辺にいる利用者等に対して屋内への避難を呼びかけ、施設利用者が被害に遭わないよう対策を講じてまいります。

教育委員会といたしましては、町長部局や関係機関と連携を図り、各所管施設において安全を確保する対策に努めてまいります。

●議長（大野議員）　２番、室﨑議員。

●室﨑議員　まず、１点目の職員数の問題でありますが、これは全国的な問題で、一人厚岸だけの問題ではないということは、十分理解しているつもりでおります。それだけに、今、職員数を十分に確保するというのは、こういうふうにしたらすぐできるというようなものはないのだと思います。どこの町でも、大都市でも背に腹は代えられないで、周辺部分の職員を引き抜いたり、あるいは都道府県というような上位団体の自治体が、自分の中にある市町村から職員を引き抜いたりというような話を随分耳にいたします。それだけ深刻な人手不足の中で今、厚岸町もやっているのだということは、私も分かっているつもりです。ですから、なんだ、こういう手を打てばすぐできるじゃないかというようなものを示すことは、私も全くできません。

そうすると、そういう中で、結局仕事は、厚岸町の町民の数が随分減ってきていますけれども、減ったからといって役場の仕事が減るわけではないです。むしろ社会の高度化や細分化というものはどんどん進んできていますから、仕事は増えても減らないと思うのです。そうすると、仕事は増えていくわ人では足りないわという中で、非常に苦労していらっしゃるなということは、私も脇かちらちらとしか分かりませんけれども、十分に感じております。そういう中でご苦労なさっているなということを前提にしてお話ししますので。

いわゆる役場の人間ではなくて、外の人間、町民としてそういう事態を見たときに、一番心配するのは、甚だもって自己中心で悪いのだけれども、住民サービス、行政サービスが低下しないかということなのです。非常に仕事の量は増える、人手は足りない、一人一人に対する負担が増えてくる。そうなると、結局十分な仕事をできないことも人手不足にかこつけて逃げるということも悪く言えば考えられる。一生懸命やっていたら仕事量に自分が潰されてしまうというようなことにもなりかねない。そういう中で今、皆さん仕事しているのだろうと思うのです。対策といって、今こうやって人を増やせということは、私もそんなことできっこないのは分かっていますから言いません。ただ、一人一人職員が気持ちを込めて気分よく仕事ができるような職場をつくっていくということが、現状の現有勢力でなおかつ行政サービスを低下させない唯一の方法だと思うのです。

それで、まず二、三お聞きするのですが、職員名簿をちょっと見せてもらいました。そうすると、兼という字、兼ねるという字があちこちに見えるのです。これは何かなと思ったら、要するに一人で二つの職務を兼ねているということなのだそうです。併任という言葉もありますが。そうすると、これは一人二役ということです。倍とは言わないけれども、その役になった方は、２人分とは言わないまでも結構な量の仕事を背負わされていると、責任もまた大きくなっているということだと思うのです。そういう役回りをせざるを得なくなった人に対して、どういう待遇をしているか。何らかの待遇上の手当、そういうことは行われているのだろうかということをまずお聞きし

ます。

●議長（大野議員）　総務課長。

●総務課長（布施課長）　お答えさせていただきます。いろいろなお話をお聞きしましたけれども、その兼務で言いますと、今は主に係長と課長補佐との兼務が主となっています。一定の関わりのある係での兼務はありますけれども、ほかの全く関係ない係での兼務というのはない状況です。その中では、特に兼務をしているという者に対しての手当等はございません。

●議長（大野議員）　２番、室﨑議員。

●室﨑議員　皆さん一生懸命、町民のために頑張っているのはよく分かっているのです。分かっていて言っているのですから、そこを誤解しないでください。やはり仕事の量が増えたら、それなりの待遇というものがあってしかるべきではないですか。公式には立派なことをみんな言います、私だって言います。だけれども人の子です。やはり一人二役をやらされて、なおかつ責任も背負わされて、それに対して待遇面で何一つ変わらないとなれば、最初はいいかもしれないけれども、それが続いていけば士気が落ちるというか、今カタカナで言うとモチベーションが落ちるという状況は考えられるのではないですか。そうすると、やはり使用者側としては、それなりの裏打ちをしていくということによって、その士気を上げていくというようなことも検討されるべきではないかと思うのです。検討もしませんか。

●議長（大野議員）　総務課長。

●総務課長（布施課長）　お答えさせていただきます。やはりそういった兼務をしているとかで疲れてきますと、気持ち的にも先ほどおっしゃいましたモチベーションもありますし、人間関係もそれによって悪化ということもあり得ます。ただ、兼務に対しての手当等、そこら辺は今までも調べたこともありませんので、ほかの例とかも調べたことはないので、そこら辺は調べてみて、できることなのかできないことなのか、そこら辺は研究させていただきたいと思います。

●議長（大野議員）　２番、室﨑議員。

●室﨑議員　最後のところがちょっと耳が遠くて聞こえなかったのだけれども、要するに検討していくのですね、できるかできないか含めて。いろいろな隘路もあるかもしれないので、とにかく検討していくということだけは間違いないですね。確認しておきます。

●議長（大野議員）　副町長。

●副町長（早川副町長）　お答えさせていただきます。これまで係長と課長補佐が兼務されている状況が多いという中では、通常、公務員の取扱いをしている上位の給与と手当というようなことで、安易にそういう理解で現状適用しているという状況であります。これに加えて、例えば兼務をしていることで手当があるとか加算ができるとか、そういった手法についてはこれまで調べてきたことがありませんので、これについては確認をして、何か手法があるのかということは調べた上で、できるできないについても検討は進めたいと考えております。

ただ、本来であれば必要な人員として係に配置をする、それから必要な管理する職員として課長補佐を置くというような組織の体制の整理も併せて行っていくことも含めまして、こういった課題について取り組んでいきたいと考えております。

●議長（大野議員）　２番、室﨑議員。

●室﨑議員　よろしくお願いします。今ちょっと私は言い忘れたのだが、補佐が自分の部署の係長を兼ねるというのが兼務なのですね、厚岸町の場合。あと、全く違うところにいた場合には、併任というような言葉もあります。それも含めて検討していただきたいと思います。

次に行きますが、これは大分前ですけれども、私が視察に行ったある町で聞かされて、非常に印象に残ったのですが、そこの相手してくれた副町長だったと思うのだが、その方が、私の町は非常に風通しがいいのですと言い出したわけです。我が家と同じ隙間風があるのかなと思ったらそうではなくて、それは職員から出たアイデアは、その上の人が絶対に潰しては駄目だと。必ず町長まで持っていけと。そこの町でもあったみたいですし、聞いた話だとその人は言っていましたけれども、俺を通さないで上に持っていくとは何事かとか、あるいはその上の人はちょっと考えてみようでもって終わってしまって、町長まで届かないというようなことは、自分の町でもあったしよく聞いてもいたが、それを必ず町長の判断まで持っていくと。もう今はその町の役場の常識になっている。それで補正でもって新しい事業が出るということは、私の町は珍しくないのですという言い方をされました。こういうものもやはり職員が励みになるのではないかと思いまして、そういうことを含めて、これは制度というよりは、町長の胸先三寸だとも思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

●議長（大野議員）　町長。

●町長（三浦町長）　お答えいたします。職員からのアイデア、まさに私も求めているところでございます。また、私もアイデアを求めて、やはり自分で考えて、それは今、下にもお願いしております。まさしく可能でこれが実施できるかできないか、これを無理やりやれ、やるな、そういうことを言っているわけではないのです。これは職員と一緒に考えていきたいということでございます。

これから取組の一つといたしまして、課の垣根を超えたプロジェクトチームというこ

とを今、立ち上げようとしております。それは複合的な地域課題、それぞれ課の職員が減っている中で、なかなか課の課題で進んでいかない、これを複数の職員が集まってアイデアを出しあって、問題解決をしていこうということを今月も課長会議がありますので、そこで各課長に周知をさせていただいて、そしてこのプロジェクトを進めていくと。ただ、まだどういった課題でこれを進めていくかということは、今、私も含めて職員と考えている最中でありますが、こういった職員から下から上がってくる、ボトルアップと言われるようなアイデアと、もちろんトップダウンというのもありますが、これは私一人の考えでこの調整が進むわけではございません。やはり職員あっての町づくりと思っておりますので、そういう意見はもうどしどし私も聞きながら、一緒に考えて町づくりに進めていきたいと思っております。

●議長（大野議員）　２番、室﨑議員。

●室﨑議員　よろしくお願いします。

それから町長の答弁の中でも、対策として最後にちょっと書いていましたけれども、業務委託や指定管理制度を活用するというようなことが答弁の中にも出てきておりました。こういう話をすると必ずその話が出てくるのです。ところが、これを安易にやると非常に恐ろしいのです。業務委託、今カタカナで言うとアウトソーシングとか言って、どこでも言います。下手するとこれは部門を切り離して丸投げすることなのです。指定管理制度もちょっとそういう色は多少あるのですけれども、業務によってはそれをやってしまうと、内部にそれを知っている人がいなくなるということがあるわけです。むしろ外部の力を利用するときには、内部の人間を育てるような形で、今、自分のところに足りない知識だとか能力だとかをまずは補ってもらって、いろいろそこから吸収していって、そして将来はそういう人を頼まなくても自分たちでできるようにするという見通しを立てた外部、これも広い意味では委託になるかもしれませんが、外部の力を利用するということが非常に大事ではないかと思います。ここのところ議会で私自身、何回かここ弱いなというものを感じてはおりますけれども、それは今ここでは言いませんけれども、専門知識、そういうものについて、まずどうやって外部の力を上手に利用するかということも考えていただきたい。今の段階でちょっと特殊なものについて、全部職員にお前が勉強して知識なり能力を持ってきてここでやれ、しかもそれは期限があるから何日までにやれというようなことになっては、これはなかなか難しいと思うのです。そういうときに専門家の力を借りるということは、いろいろな面であると思いますので、そこも考えていただきたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

●議長（大野議員）　町長。

●町長（三浦町長）　お答えいたします。私も、この１回目の質問でＩＣＴ技術だとか業務委託の指定管理ということで出させておりましたが、私もそういう部分は考えております。特にこのＩＣＴでＡＩ技術というものが今進んでいるということであります。

これもやはり専門的な部分に入りますので、ＡＩをどういったところに使っていくことによって業務の省力化ができるか、私たちでは分からないところが正直にあります。こういうようなＡＩ技術を使って、今の私たちのやっている仕事をどうやって省力化できるのか、これも外部の講師をを用いて、ＡＩ技術の、これは私たちもやはり切っては切れないこれからの技術でありますので、これを参考にしていきたいと思っています。

それと先ほど言いましたアウトソーシング、これもＢＰＯの利用とよく言われるのですけれども、外部委託にして業務改善だとか効率だとか、うまい話で多額のお金を取る業者もおりますが、場合によっては、その業務の内容によってはやはり専門知識がそれぞれいろいろなところがありますので、そういうような外部委託を一部活用するのも大事なのかなというところであります。それはもちろん物によります。

それと、今よく言われているのが副業・兼業、これは全国でも事例がないわけではないのですけれども、やはり東京首都圏の方が副業・兼業で一部の自治体に入りながらこちらに来たりだとか、オンラインでそういうようなことをやるだとかいうのも事例ではあると。ただ、それもどういったものが外部にお願いをしなければならない、やはり業務の整理が私は必要だと思っています。よくあるパターンでいきますと、地域おこし協力隊だとか、私たちの自治体でこういう業務に対してぜひ来ていただきたい。そういう方もいるということであります。それと細々な、先ほどお話もありましたように、内部の人間を育てるという意味では、そういう方を採用するということも考えてみてはどうかなと思っています。ただ、何分いろいろなデジタル技術やそういう制度を活用したとしても、やはり動くのは職員でありますので、あくまでもその職員の主体性や高い志がなければ、どういったものを入れても進んでいかない。これは外部委託、いろいろなものをするとしても、やはり職員あっての町づくりでありますので、今いる職員をどのように主体性、要は自ら考えて動くような職員、これは私も目指しているところであります。それを促すにも、刺激があるそういった外部の講師を呼んで、これから進めていければなと今、考えているところでございます。

●議長（大野議員）　２番、室﨑議員。

●室﨑議員　こういう話をしますと、水を差すような言い方で悪いのだけれども、みんないい話をするのです。これはもう感心するような話をみんなするのです。話をするのは簡単なのです、私でさえできるのだ。だけれども、実際にそれが現実に行われないと職員は評価してくれません。一番大事なのはやはり職員一人一人の評価が、その人の行う仕事によって評価されるということが出てこなければ駄目だと思うので、これは私からお願いしておきます。

それで次にまいります。熊の話でございますが、今、るる丁寧なご答弁いただいて、とにかく厚岸町としてもできるだけのことを一生懸命やっているなという感じはいたしました。まずお願いしたいのは、これを具体的に厚岸町はこういう対策を立ててこうやっていますということを、何遍でも町民に対して通知を、知らせをしてもらいたいということです。単に気をつけましょうではなくて、具体的にこうということをき

ちんと広報、通知をしてもらいたい。看板一つとっても、この方法がいいのか、もっと分かりやすい方法がないのかということを、住民ともよく相談をしてもらいたい。そう思うのですが、まずいかがでしょうか。

●議長（大野議員）　環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長）　お答えいたします。質問者、おっしゃっていただきましたありがたい話でありまして、町職員もさることながら、協力いただいているヒグマ駆除員、そして警察にもヒグマの出没等々の際には、住民の命を守るということの関連からも、いろいろと対策を講じていただいているところであります。その辺につきましては、広報とか機会あるごとに防災無線の中にも看板設置をしますとか、というところも含めて、どのぐらいまでのボリュームで伝えていいのかというのも含めて、随時、町民の方に行っている対策について、広く周知をしていきたいと思っております。

それから、看板等につきましても、最近内部で話にもなっているのですが、今の色味が果たして目立つのか目立たないのかというところ、その辺も含めて、町民の方に意見をいただきながら対応していきたいと考えております。

●議長（大野議員）　２番、室﨑議員。

●室﨑議員　桜・牡蠣まつりの頃、始まる二、三日前だったか、会場のごく近くで熊の真新しい痕跡が出ました。いろいろな見回りも相当頻繁に行ったと思うのですが、そういう事態の中で熊がどこに潜んでいるかを見つけるのは非常に難しいわけです。そういうときに、今、いろいろなものの中でドローンという新しい機械の話が出てきているのですが、今回の桜・牡蠣まつりのような状況が出たときに、ドローンというのは有効なものなのでしょうか。役に立つものなのでしょうか、そこをどう評価していますか。

●議長（大野議員）　環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長）　お答えさせていただきます。イベント等含めてもそうなのですが、熊が出没した際に、どうしても林の中とかそういったところに熊が逃げ込みますので、熊の追跡とか探索、そういった部分については非常に有効と考えております。

●議長（大野議員）　２番、室﨑議員。

●室﨑議員　あの桜・牡蠣まつりの段階で、厚岸町はドローンを有していましたか。

●議長（大野議員）　環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長）　お答えいたします。

町ではドローンを保有しております。水鳥観察館で３台と東部消防組合で２台を有しております。

●議長（大野議員）　２番、室﨑議員。

●室﨑議員　それを使いましたか、その際。

●議長（大野議員）　環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長）　お答えいたします。
先般の・牡蠣まつりの前の出没に関しては、使用はしておりません。

●議長（大野議員）　２番、室﨑議員。

●室﨑議員　要するに、桜・牡蠣まつりのときは使わなかったということですね。なぜですか。

●議長（大野議員）　環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長）　お答えさせていただきます。ドローンの必要性、大事さは承知しているものの、現行のヒグマ駆除員とか警察とも協議をし、パトロール等を対策として行ってきたことであります。

●議長（大野議員）　２番、室﨑議員。

●室﨑議員　答弁になっていないです。ドローンが非常に有効だと分かっていたわけでしょう。自分は持っているわけでしょう。それで使わなかった。だから、なぜですかと聞いた。そうしたら、はい、使いませんでしたと答えたのと同じです、今のは。もう一遍言ってください。

●議長（大野議員）　環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長）　失礼しました。お答えいたします。ドローンは必要だとは思っておりましたが、そのときにはドローンの使用というところの考えは浮かびませんでした。

●議長（大野議員）　２番、室﨑議員。

●室﨑議員　町長、１問目の話と同じような場面なのです。非常に有効なものを持っているのです。それ分かっているのです。でも使わなかったのです。これはあれですか、

あなたの課と持っている所管とが違うから、だから使わなかったのですか。そんなふうに受け取りますよ、町民は。これはどういうことなのですか。人命に関するものでしょう、もし本当に有効だと分かっているのなら、それこそ自分は持っていなくても、借りてきてでもやらなければならないときでしょう。しかも、熊はそこにいるという痕跡が生々しく出ているときだったのです。そこを見回れと言うのです。これは自動車に乗っていく以外に方法ないでしょう。自動車に乗っていったら音も出るし、それから、見回りとしてはやはり希薄になりますよ。でも、歩いていけなんてそんな危険なことできません。そのドローンというのが、おもちゃみたいなもので役に立たなくて使わなかったというなら別です。でも、そうではないのでしょう、今の話を聞いていると。どうもそのあたりがちぐはぐなのです。もう一度答弁してください。

●議長（大野議員）　環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長）　お答えいたします。私どもの町で持っているドローンにつきましては、通常の水鳥観察館で所有しているのですが、そちらで調査のためのドローンであります。先ほどお答えさせていただきましたが、ヒグマの行動上、どうしても林の中に入っていくということで、うちの課で持っている水鳥観察館で所有している部分については、サーマルカメラ搭載ではありませんでした。そちらの部分で当課で持っている分で使用できなかったというところがあります。

ただ、東部消防組合でドローンを保有している部分については、１台がサーマルということでありましたが、そちらをお願いしてはいませんでした。

●議長（大野議員）　２番、室﨑議員。

●室﨑議員　大きなイベントがあって､熊がそこらにいるかもしれないという､場合によって人命に関与する危険もあるというような中で、非常に緊張感の欠けたやり方ではないかと言われても、これは弁解のしようがないです。これに関してはこれ以上言いません。

もう少しお聞きしますが、今サーマルカメラ搭載のドローンというような話が出てきました。サーマルカメラというのは、熱感知システムと言われるものです。これは茂みの中に隠れていても見つけることができる。でも、サーマルカメラがなければ、普通のカメラでは熊は全く対処できないのだというものではないです。鳥を探すことができても熊を探すことができないというのは、どういうことだという話になってしまいますから。それはいいです。

それで、このドローンを今使って、道内でも道外でも既に実用化していたり、あるいは実証実験を行ったりしている町があります。そういうものについては調べていますか。

●議長（大野議員）　環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長）　お答えさせていただきます。質問者がおっしゃいますとおり、道内外でドローンを使って熊の対策にというところは調べております。調べたのが一つなのですけれども、秋田県においては、熊の出没の際の追跡とか、そういった部分につきまして、市内にあるドローンの協会と連携をしておりまして、そちらで使用していたり、あと、道内につきましては、新十津川町では出没の際もそうなのですが、熊の行動を把握するための調査等に使用しているということで、道内でだんだん実用しているところが増えているというのは認識しております。

●議長（大野議員）　２番、室﨑議員。

●室﨑議員　今、ドローンというのは、ウクライナで戦争の仕方を一変させてしまったというような話も聞いておりまして、猛烈な勢いで技術改革が進んでいるようです。ちょっと私も調べてみたのですが、熊害対策用の特化したようなドローンまで出ています。それほど高いものでもないようです。大体安いのは30万円ぐらいから、高いのは1,200万円ぐらいするようですけれども、1,200万円でなければ役に立たないというようなものでもないようですので、これは十分調べて、そして、殊、人命に関する問題に直接訳に立つものですから、それから災害のときにはいろいろな形でこれを使えるわけです。そういうことを含めると、そう高い買物ではないと。また、どんどん技術革新が進んでいるから、今日買っておいて半年後にはもっともっと安くていいものが出ているということもあり得ますので、レンタルのような形もあり得ると思いますので、これは十分調査していただきたい。そして、必要であれば、役に立つと判断するのであれば、これは手に入れていただきたいな、活用していただきたいなと思うのですが、この点いかがでしょうか。

●議長（大野議員）　環境林務課長。

●環境林務課長（江上課長）　お答えさせていただきます。ドローンにつきましては、先ほど来、重要な対策の一つとしての道具で活用には非常に有効であると考えております。その活用方法も含めまして、ヒグマの生態をよく承知している猟友会等々と、どのような形で使っていくのかというところも含めるとともに、導入している先進地の使用状況も含めて、十分に研究をさせていただいて、ドローンを所有することを進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（大野議員）　以上で、室﨑議員の一般質問を終わります。
以上で、本定例会に通告のありました５名の一般質問を終わります。
昼食のため、休憩といたします。再会は午後１時といたします。

午前11時56分休憩

午後１時00分再開

●議長（大野議員）　本会議を再開いたします。

日程第４、議案第43号「釧路町村公平委員会委員の選任に対する同意を求めることについて」から議案第45号「釧路町村公平委員会委員の選任に対する同意を求めることについて」まで、以上３件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（三浦町長）　ただいま上程いただきました議案第43号、議案第44号及び議案第45号の「釧路町村公平委員会委員の選任に対する同意を求めていることについて」、その提案理由をご説明申し上げます。

地方公務員法第７条第４項の規定に基づき、釧路管内の七つの町村と五つの一部事務組合が共同して設置する釧路町村公平委員会は、同法第９条の２第１項の規定により３人の委員をもって組織され、現在は、釧路町の及川晃仁氏、弟子屈町の山本節子氏、鶴居村の中尾義行氏が、それぞれ令和４年８月１日から委員に就任されておりますが、この３人の委員の任期が本年７月31日をもって満了します。

つきましては、同法第９条の２第２項の規定により、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能力的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する次の方々を釧路町村公平委員会の委員に選任するため、議会の同意を求めるものであります。

選任の同意を求める委員の候補者を申し上げます。

始めに、議案書36ページ、議案第43号をご覧ください。

住所、厚岸郡厚岸町住の江１丁目183番地。氏名、久保田真次。生年月日、昭和35年３月17日。略歴、久保田氏の略歴については、次のページに記載しておりますので、参考に供してください。

次に、議案書38ページ、議案第44号をご覧ください。

住所、川上郡標茶町川上２丁目17番地。氏名、石塚剛。生年月日、昭和36年10月10日。略歴、石塚氏の略歴については、次のページに記載しておりますので、参考に供してください。

次に、議案書40ページ、議案第45号をご覧ください。

住所、白糠郡白糠町東１条北９丁目１番地３。氏名、池田浩樹。生年月日、昭和37年９月28日。略歴、池田氏の略歴については、次のページに記載しておりますので、参考に供してください。

なお、任期は地方公務員法第９条の２第10項の規定により、令和８年８月１日から令和12年７月31日までの４年間であります。

以上、簡単な説明でありますが、ご同意くださるようお願いいたします。

●議長（大野議員）　始めに、議案第43号について質疑を行います。

（な　　し）

●議長（大野議員）　なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。
次に、議案第44号について質疑を行います。

（な　　し）

●議長（大野議員）　なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。
次に、議案第45号について質疑を行います。

（な　　し）

●議長（大野議員）　なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。
日程第５、議案第46号「固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意を求めることについて」を議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（三浦町長）　ただいま上程いただきました議案第46号「固定資産評価審査委員会

委員の選任に対する同意を求めることについて」、その提案理由をご説明申し上げます。

本町の固定資産評価審査委員会委員であります佐々木薫氏は、本年９月18日をもって任期満了となりますので、地方税法第423条第３項の規定によりまして、引き続き同氏を選任しようとするものであり、議会の同意を求めたく提案するものであります。

住所、厚岸郡厚岸町片無去860番地２。氏名、佐々木薫。生年月日、昭和26年11月25日。次ページには参考として、学歴、職歴を記載しております。

なお、任期は同法第423条第６項の規定により３年間とされ、本年９月19日から令和11年９月18日までであります。

以上、簡単な説明でありますが、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

●議長（大野議員）　これより質疑を行います。

（な　　し）

●議長（大野議員）　なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第６、議案第47号「農業委員会委員の任命に対する同意を求めることについて」から、議案第60号「農業委員会の委員の任命に対する同意を求めることについて」、以上14件を一括議題といたします。

石澤議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退席を求めます。

（石澤議員　退席）

●議長（大野議員）　職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（三浦町長）　ただいま上程いただきました議案第47号「農業委員会の委員の任命に対する同意を求めることについて」から、議案第60号「農業委員会の委員の任命に対する同意を求めることについて」までの14件の提案理由を一括してご説明申し上げます。

現在、任命されている農業委員は、令和８年７月19日をもって任期満了となることから、新たに令和８年７月20日から令和11年７月19日までを任期とする農業委員候補者の公募を本年２月２日から２月27日までの間に行ったところであります。

公募の結果、定数14名に対し、町内に住所を有する個人からの推薦、法人または団体からの推薦、一般の応募を含め15名の推薦・応募があり、去る５月１日に開催された厚岸町農業委員候補者評価委員会において、農業委員候補者の評価が行われ、その審査結果の報告を受け、次の14名の方を農業委員会の委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案の番号順にご説明申し上げます。

議案第47号。住所、厚岸郡厚岸町太田南10番地。氏名、石澤由紀子。生年月日、昭和29年５月28日。

次に、議案第48号。住所、厚岸郡厚岸町若松410番地。氏名、伊藤見晴。生年月日、昭和30年10月７日。

次に、議案第49号。住所、厚岸郡厚岸町片無去353番地。氏名、村田吉盛。生年月日、昭和46年６月27日。

次に、議案第50号。住所、厚岸郡厚岸町太田８の通り38番地１。氏名、渡部将史。生年月日、昭和60年８月20日。

次に、議案第51号。住所、厚岸郡厚岸町尾幌450番地。氏名、蝦名哲也。生年月日、昭和39年６月４日。

次に、議案第52号。住所、厚岸郡厚岸町尾幌3207番地。氏名、佐藤仁昭。生年月日、昭和40年11月21日。

次に、議案第53号。住所、厚岸郡厚岸町太田西33番地11。氏名、小澤洋之。生年月日、昭和40年11月８日。

次に、議案第54号。住所、厚岸郡厚岸町住の江１丁目127番地。氏名、中井勝之幸。生年月日、昭和31年８月９日。

次に、議案第55号。住所、厚岸郡厚岸町若松177番地。氏名、中山康彦。生年月日、昭和42年４月５日。

次に、議案第56号。住所、厚岸郡厚岸町太田２の通り66番地の３。氏名、小山裕市。生年月日、昭和57年12月19日。

次に、議案第57号。住所、厚岸郡厚岸町大別178番地。氏名、橋本隆幸。生年月日、昭和41年11月７日。

次に、議案第58号。住所、厚岸郡厚岸町片無去681番地。氏名、多田和文。生年月日、昭和43年４月24日。

次に、議案第59号。住所、厚岸郡厚岸町トライベツ200番地。氏名、樋浦泰夫。生年月日、昭和34年10月7日。

次に、議案第60号。住所、厚岸郡厚岸町片無去1196番地２。氏名、河村公貴。生年月日、昭和47年７月９日。

以上の14名であります。

なお、任期につきましては、現委員の任期満了日の翌日でありますが、令和８年７月20日から令和11年７月19日までの３年間であります。また、それぞれご本人の経歴等につきましては、別紙参考資料をご参照願います。

以上、簡単な説明でありますが、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

●議長（大野議員）　これより、議案第47号について質疑を行います。

（な　　し）

●議長（大野議員）　なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

ここで、除斥となっておりました石澤議員の入場を求めます。

（石澤議員　入場）

●議長（大野議員）　本会議を休憩いたします。

午後１時16分休憩

午後１時16分再開

●議長（大野議員）　本会議を再開いたします。

次に、議案第48号について質疑を行います。

（な　　し）

●議長（大野議員）　なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第49号について質疑を行います。

（な　　し）

●議長（大野議員）　なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第50号について質疑を行います。

（な　　し）

●議長（大野議員）　なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第51号について質疑を行います。

（な　　し）

●議長（大野議員）　なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第52号について質疑を行います。

（な　　し）

●議長（大野議員）　なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第53号について質疑を行います。

（な　　し）

●議長（大野議員）　なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第54号について質疑を行います。

（な　　し）

●議長（大野議員）　なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第55号について質疑を行います。

（な　　し）

●議長（大野議員）　なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第56号について質疑を行います。

（な　　し）

●議長（大野議員）　なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第57号について質疑を行います。

（な　　し）

●議長（大野議員）　なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第58号について質疑を行います。

（な　　し）

●議長（大野議員）　なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第59号について質疑を行います。

（な　　し）

●議長（大野議員）　なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第60号について質疑を行います。

（な　　し）

●議長（大野議員）　なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第７、議案第61号「辺地に係る総合整備計画の変更について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明求めます。総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長）　ただいま上程いただきました議案第61号「辺地に係る総合整備計画の変更について」、その提案理由を申し上げます。

今回変更しようとする辺地区域である床潭・末広辺地及び太田辺地のうち、床潭・末

広辺地については、令和５年第２回定例会において議決をいただき、令和５年度から令和９年度までを計画期間とする総合計画、また、太田辺地については、令和６年第２回定例会において議決をいただき、令和６年度から令和10年度までを計画期間とする総合計画を有しています。

しかし、床潭・末広辺地については、原生花園あやめヶ原園地整備事業の事業費が計画額を上回ること、また、太田辺地については、大別浄水場整備事業及び大別取水場整備事業が既存計画に登載されていないことから、それぞれの計画変更が必要となるものであります。

なお、本件につきましては、このたび北海道知事から計画変更に対して異議がないとする回答を受けており、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第８項の規定に基づき、当該計画の変更について、町議会に議決を得るべく本定例会に提出するものであります。

議案書59ページをご覧ください。床潭・末広辺地に係る変更後の総合整備計画でございます。

３の公共的施設の整備計画でございますが、観光・レクリエーション施設の原生花園あやめヶ原園地整備事業につきまして、事業費の増額により１億7,584万4,000円で整備しようとするものであり、財源内訳は特定財源が7,781万2,000円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は9,670万円とするものであります。

次に、議案書60ページをご覧ください。太田辺地に係る変更後の総合整備計画でございます。

２の公共的施設の整備を必要とする事情でありますが、今回新たに計画登載しようとする大別浄水場整備事業及び大別取水場整備事業の施設名である飲用水供給施設について、これまで以上に安全で安心な水道水の安定供給を図るため、老朽化した水道施設、配水管の一体的な更新を行う必要がある旨の文言を追加するものであります。

次に３として、公共的施設の整備計画でございますが、大別浄水場整備事業につきましては、事業費の追加により3,081万円で整備しようとするものであり、財源内訳は特定財源が988万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は1,040万円とするものであります。大別取水場整備事業につきましても、事業費の追加により1,612万円で整備しようとするものであり、財源内訳は特定財源が741万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は420万円とするものであります。

なお、３、公共的施設の整備計画の表については、変更後の金額を括弧書きにしております。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（大野議員）　これより質疑を行います。

（な　　し）

●議長（大野議員）　なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第８、議案第62号「損害賠償の額を定めることについて」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。建設課長。

●建設課長（堀部課長）　ただいま上程いただきました議案第62号「損害賠償の額を定めることについて」その提案内容をご説明申し上げます。

議案書61ページをご覧願います。

排雪作業中の事故による損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第１項第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容についてご説明申し上げます。１、損害賠償の相手方でございますが、北海道札幌市中央区大通東１丁目２番地。北海道電力ネットワーク株式会社であります。

２として事故の概要でありますが、令和８年１月21日午前11時頃、真栄３丁目46番地先の町道真栄町東４の通りにおいて、建設課土木作業員が職務上、町有車両で排雪作業を行っていた際、運転操作を誤り、相手方所有の電柱に接触し、当該電柱を破損させたものであります。

なお、過失割合は町が100％であります。

３、損害賠償額でありますが、64万1,056円であります。

排雪作業に当たりましては、細心の注意を払うよう指導しておりましたが、不注意が原因で事故を起こしてしまいましたことを、大変申し訳なく、反省しているところでございます。

今後につきましては、再発防止に向け、徹底した指導を行っていきたいと存じます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員）　これより質疑を行います。

７番、南谷議員。

●南谷議員　起きたことはしようがないと思うのですけれども、通常、排雪作業をするときは、監視員みたいな者を必ずつけて、今の説明でもおったと思うのです。誤って電柱にぶつかったという説明なのですけれども、もう少し詳しく説明してください。バッグでぶつかったのか、そのとき誘導員、そういう人はどこにいたのか。そのときの事故の概要についてもう少し詳しく。誤ってと言ったって、どう誤ったのだか分からないのです。バッグで電柱にぶつかったのだか前からぶつかったのだか、その辺も含めてもう少し詳しく説明してください。

●議長（大野議員）　建設課長。

●建設課長（堀部課長）　お答えいたします。作業中はそれぞれ７名の作業員、職員も含めて配置しておりまして、排雪作業を行っていたということでございますが、１名の方が除雪ドーザで雪を押したりとかいうときに、バックした際に誤って電柱にぶつかってしまったということで、当該電柱１本を破損させてしまったという状況でございます。

●議長（大野議員）　いいですか。ほか、ございませんか。

（な　　し）

●議長（大野議員）　なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
日程第９、議案第63号「財産の取得について」を議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。建設課長。

●建設課長（堀部課長）　ただいま上程いただきました議案第63号「財産の取得について」提案内容をご説明申し上げます。
議案書62ページをお開き願います。議案第63号「財産の取得について」でございます。
建設機械等整備事業による除雪トラックの取得に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものであります。
現在、町が所有する除雪用車両は、冬期には除雪用プラウを装備し除雪作業を行い、冬期以外は舗装補修用合材及び砕石の運搬作業などの道路維持作業を行うための車両として、５台を所有しております。このたび取得しようとする除雪トラックは、そのうちの１台が平成15年度に購入で22年が経過し老朽化が著しく、年々修繕箇所が増えている状況であることから、安全な道路維持作業を行うため、特定防衛施設周辺調整交付金を活用し、車両の更新を行おうとするものであります。
なお、このたび取得する除雪トラックにつきましては、更新前のダンプトラックとは違い、夏冬兼用とした車両ではなく、除雪専用車両となっております。現在、令和８年９月１日以降に適用されるタイヤ騒音規制に伴い、夏冬兼用仕様の車両製造ができないため、除雪専用車両を取得するものであります。
今回の財産取得の内容でありますが、１として財産の種類は物品であります。２とし

て、名称及び数量は除雪トラック１台。３として、契約の方法は、地方自治法施行令第167条第１号による指名競争入札で、町外３社の参加によるものです。４として、取得価格は金6,930万円。５として、契約の相手方は帯広市西19条北１丁目７番６号、東北海道日野自動車株式会社であります。

続いて、取得予定の除雪トラックについて、次のページの参考によりご説明いたします。また、64ページの型式図を合わせてご覧願います。

それでは、議案書63ページをご覧願います。

１、除雪トラックでありますが、10トン級専用型アングリングプラウであります。型式は２ＷＧ－ＨＺ５ＦＬ、エンジンは水冷直列気筒ターボインタークーラー。乗車定員は２名。総重量は１万9,200キログラム、全長は11.91メートル、全高は３．７メートル、全幅は３．５メートルであります。

２、納入期日につきましては、令和９年３月23日までとするものであります。

なお、別途お手元には参考資料といたしまして、６月２日に執行いたしました指名競争入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

●議長（大野議員）　これより質疑を行います。

７番、南谷議員。

●南谷議員　除雪トラック１台の取得でございます。５台のうち22年の経過の１台を交換すると説明がありました。今の説明では、冬期間は除雪で使用されますが、夏場の利用方法は使われないのだと。今まではこの図面を見たら分かるのですけれども、ダンプ形式ではないので夏場どうするのかなという疑念を持ちました。そうすると、夏の間は全く使われないということなのでしょうか。この辺についてもう少し詳しく説明をしてください。

それから落札率です。今回6,300万円の落札。予定価格と７万3,476円しか差がありません。99.88％。これは全く100％です。この落札率に至った結果、担当課としては、この落札率についてどのような分析をされているのか、お尋ねをさせていただきます。

●議長（大野議員）　建設課長。

●建設課長（堀部課長）　お答えいたします。まず、今回の除雪トラックということで、除雪に専用した特化した機械ということでございますが、今まではダンプトラックということで購入をしていたところですが、今回の法規制に伴いまして製造中止となっているところでございます。ただし、来年もまたこのトラックを購入する予定でございます。そうしたことから、多分、今後造れるものだと思うところでございますが、そうしたときはダンプトラックの購入に向けた手続を踏んでいきたいなというところでございます。今回の除雪トラックにつきましては、冬専用ということで、夏場は使用できないところでございます。

それと落札率の99.88％ということでございますが、この件につきましては、単に言いますと、企業努力の結果と思っているところですが、まずは予定価格を作る際には、３社の業者見積もりの最低見積もり業者の金額をもって予定価格としているところでございます。それをもちまして、今回防衛の調整交付金を活用して手続を踏んで、交付決定を受けた後に、今回入札を行って、こういう結果に至ったところなのですけれども、最初に見積もり額最低業者､その業者が今回は落札していないで､違う業者が落札に至ったわけでございますが、それはやはり業者の企業努力、その機械を受注したいということを、我々としては認識しているところでございます。

●議長（大野議員）　７番、南谷議員。

●南谷議員　落札率のことについては、私たちは確認ができないのですが、100％に近い落札率、本当に以前にも質問させていただいたのですけれども、こういうご時世ですから、物がなくなって急に高くなってくる、資材がなくなってくる、予測がつかない事態だというのは分かるのですけれども、こういう事態というのは過去にはあまりなかったと思うのです。その件は分かりました、納得はできませんけれども。夏場の利用ができないよということについては、ある程度理解をして、今回のこの車種を、今の説明を聞いていますと、将来、１年くらいしたら、元のダンプのようなものも可能になるかもしれないという説明がありました。私は今回の議案を見て、もう一つ疑念に思ったのは納期です。次の議案第64号の除雪ドーザもそうでございますが、納期が令和９年３月23日です。春です、もう。３月23日は彼岸です。そうすると、今年の冬は間に合わないのです、どちらも。当初予算で組んでいるものの納期までは確認ができませんでした。今年１年、令和８年度には使えないのです、このトラック。なおかつ夏場も使えない。冬だけです。今の説明聞いていたらますます疑念に思います。夏場使えるのなら分かりますよ、納入から。でも来年の春まで納入できないと。それなのに、今回の入札で執行しなければならない。それも夏場使えないものだ。将来はもしかしたら可能かもしれない。この辺については非常に何となくもやもやしたものを感じます。この辺はどのように捉えていますか。

●議長（大野議員）　建設課長。

●建設課長（堀部課長）　お答えいたします。まず、過去にそういった落札率、99％ということでございますが、令和４年に同じくダンプトラックを購入しております。その際は落札率が99.69％という状況もありました。落札率につきましては、そういった状況もございます。

まずトラックにつきましては､更新する10トンダンプトラック､これにつきましては､令和８年度中は使用して、９年度に廃車にする。その入れ替えとして今回除雪トラックを購入すると。令和９年度には除雪体制が確保できるという状況でございます。

片方のドーザにつきましては､現在､町がリースをして業者へ貸し出しをしています。それを、今年度も同じように町がリースをして、業者に貸し出しすると。来年度におき

ましては、そのリースしたものを町が所有しますので、そのまま業者に貸し出しをするという状況になってございます。

●議長（大野議員）　いいですか。ほか、ございませんか。

（な　　し）

●議長（大野議員）　なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第10、議案第64号「財産の取得について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。建設課長。

●建設課長（堀部課長）　ただいま上程いただきました議案第64号「財産の取得について」提案内容をご説明申し上げます。

議案書65ページをお開き願います。議案第64号「財産の取得について」でございます。

建設機械等整備事業による除雪ドーザの取得に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

このたび取得しようとする除雪ドーザは、町内除雪業者が保有する車両が、老朽化により今後５年以内に故障が見込まれ、除雪体制に大きな影響を及ぼすため、自社で購入することができない本車両について、町が特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し、購入取得するもので、取得後は冬期に除雪作業を行う町内業者へ貸し出しするものであります。

なお、冬期以外につきましては、直営による道路維持作業を行うための作業機械として使用するものであります。

今回の財産取得の内容でありますが、１として、財産の種類は物品であります。２として名称及び数量は、除雪ドーザ１台。３として、契約の方法は、地方自治法施行令第167条第１号による指名競争入札で、町外５社の参加によるものです。４として、取得価格は金1,650万円。５として、契約の相手方は、帯広市西24条北１丁目３番４号、コマツ道東株式会社であります。

続いて、取得予定の除雪ドーザについて、次のページの参考によりご説明いたします。また、67ページの型式図を合わせてご覧願います。

それでは、議案書66ページをご覧願います。

１、除雪ドーザでありますが、10トン級車輪式マルチプラウであります。型式はＷＡ

100－８Ｙ。エンジンは水冷式ディーゼル機関。乗車定員は２名。総重量は8,940キログラム、全長は６.56メートル、全高は３.32メートル、全幅は２.25メートルであります。

２、納入期日につきましては、令和９年３月23日までとするものであります。

なお、別途お手元には参考資料といたしまして、６月２日に執行いたしました指名競争入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照を願います。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員）　これより質疑を行います。

８番、石澤議員。

●石澤議員　すみません。ちょっともやもやするので聞かせてもらいます。落札率低いからいいといえばいいのだろうけれども、何で予定価格がこれまで差があるような予定価格の設定になったのですか。

●議長（大野議員）　建設課長。

●建設課長（堀部課長）　お答えいたします。この８トン級のドーザにつきましては、昨年も１台購入してございます。昨年も同様、予定価格より安く落札されており、入札率は63％でございます。これはやはり落札した業者が落札したいという思いしか考えられないところでございますが、今回につきましても、同じ業者が落札に至ったというところでございます。物自体はきちんとした仕様になっているものが納入されていますので、町としては問題ないと認識しているところでございます。

●議長（大野議員）　いいですか。ほか、ございませんか。

（な　　し）

●議長（大野議員）　なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第11、議案第65号「財産の取得について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。管理課長。

●管理課長（諸井課長）　ただいま上程いただきました議案第65号「財産の取得について」、

その提案理由をご説明申し上げます。

今回提案しております財産の取得につきましては、令和２年度に国のＧＩＧＡスクールギガスクール構想に基づき、児童・生徒等へ１人１台の教育情報端末としてタブレット端末を導入したところでございますが、老朽化した教育情報端末の更新を行うことにより、学習環境の高度化に対応し、安全で安定したＩＣＴ学習環境を維持するために整備を行うものであり、本年３月に開催されました令和８年度第１回定例会において、厚岸町一般会計予算の中でご議決いただきました教育情報端末整備事業による教育情報端末の取得であります。

この教育情報端末の取得に当たりましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

次に、この財産の取得方法についてご説明申し上げます。

この財産の取得に当たりましては、文部科学省の補助を活用する場合には、都道府県単位での会議の設置運営が必要となっており、北海道教育委員会と道内市町村教育委員会が共同で設置した北海道公立学校情報機器整備共同調達会議において、一般競争入札を実施し、落札者として決定した事業者と町が契約を交わすものであります。

それでは、議案書の68ページをお開きください。内容についてご説明申し上げます。

始めに、１の財産の種類は物品であります。２の名称及び数量は、教育情報端末539台であり、その構成は、議案書69ページの参考のとおりとなっております。３の取得価格は3,059万3,640円で取得しようとするものであります。４の契約の相手方は、札幌市中央区南１条西３丁目２番、大丸株式会社でございます。

次ページをご覧願います。

参考といたしまして、１の教育情報端末の仕様でありますが、左から区分、品名、規格等、数量を示しております。教育情報端末として、ｉＰａｄ（Ａ16）、128ＧＢ、11インチ、Wi-Ｆiモデル、キーボード付き本体カバー、数量539台でございます。２の納入期日は、令和９年３月31日でございます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員）　これより質疑を行います。

12番、金橋議員。

●金橋議員　札幌市中央区南１条西３丁目２番地です。番と言わなかったですか。

●議長（大野議員）　管理課長。

●管理課長（諸井課長）　議員おっしゃるとおり、３丁目２番地ということで、私、３丁目２番と言ったようでございます。大変失礼いたしました

●議長（大野議員）　金橋議員。

●金橋議員　札幌は中央区のところは字名地番改正が行われておりません。以上です。

●議長（大野議員）　ほか、ございませんか。

（な　　し）

●議長（大野議員）　なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
日程第12、議案第66号「財産の取得について」を議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。管理課長。

●管理課長（諸井課長）　ただいま上程いただきました議案第66号「財産の取得について」、その提案理由をご説明申し上げます。
今回提案しております財産の取得につきましては、令和８年度第１回定例会において、厚岸町一般会計予算の中で議決いただきました債務負担行為により実施する小学校空調設備整備事業による空調設備機器の取得であります。
この空調設備機器の取得に当たりましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。
それでは70ページをお開き願います。内容についてご説明申し上げます。
始めに、１の財産の種類は物品であります。２の名称及び数量は空調設備機器一式であり、その設置概要は議案書71ページから73ページの参考のとおりとなっております。３の契約の方法は、地方自治法施行令第167条第１号による指名競争入札であります。４の取得価格は、２億1,010万円で取得しようとするものであります。５の取得の相手方は、釧路市春採５丁目16番17号、太平洋設備株式会社でございます。
次ページをお開き願います。
参考といたしまして、１の設置概要についてでありますが、厚岸小学校には室内機及び室外機各14台、72ページ、真龍小学校については室外機及び室内機各26台、キュービクル式高圧受電設備１台、73ページ、太田小学校には室内機及び室外機各７台を設置する予定でございます。なお、設置箇所等の詳細につきましては、議案書にてご確認願います。２の取得の方法は、所有権移転付き賃貸借契約の期間満了後の無償譲渡によるものでございます。３の借入期間は、１校目の納入日から令和13年３月31日までででございます。４の取得日でございますが、令和13年４月１日でございます。

なお、お手元に参考資料として、６月２日に執行いたしました指名競争入札結果及び学校別の空調設備事業に関わる資料を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員）　これより質疑を行います。

４番、金子議員。

●金子議員　議案の70ページの４、取得価格２億1,010万円と書いてあります。添付資料の財産取得に関する資料の１ページ、競争入札結果は太平洋設備が１億9,100万円で落札していて、金額が違うのですがこの理由を教えてください。

●議長（大野議員）　管理課長。

●管理課長（諸井課長）　競争入札結果につきましては、これ税抜きということになっておりまして、議案のほうは税込みということになっておりますので、その差異ということになります。

●議長（大野議員）　ほか、ございませんか。

２番、室﨑議員。

●室﨑議員　この契約の内容なのですけれども、所有権移転付き賃貸借契約の云々となっていまして、あまり聞いたことのない契約方法だと思うので、もう少し詳しく説明してください。

●議長（大野議員）　管理課長。

●管理課長（諸井課長）　お答え申し上げます。なかなかこういう議会の場でこういった契約の方法はなかったのかなと思いますが、この目的、当初からこの契約期間満了後には、厚岸町にこの物が無償譲渡されるということで、その間、５年間になりますけれども、請負業者にお支払いをしてということになりまして、それが所有権移転付きの賃貸借契約の期間満了後の無償譲渡になります。

●議長（大野議員）　２番、室﨑議員。

●室﨑議員　まず、13年の３月31日までは所有権は移転しないのですね。そうすると、納入した業者のものなのですね。まずそれが一つ。

期限負担はどういうふうになっているのか。それから、満了後無償譲渡によると言うのだけれども、そのときに要りませんと言えるのか。リースの場合には、一種の賃貸借

のような形を取っています。例えば、私のところで事務用品のコピー機使っているとする。リースでやったとする。すると業者は契約期間終わると、これは幾ら幾らだけれども買い取りませんかと言ってきます。要らないから持って帰ってちょうだいと言えます。この場合どうなのですか。そのあたり、もうちょっとそういう内容を詳しく。途中で壊れたらどうするのか。壊れたりもあると思うのです。

●議長（大野議員）　管理課長。

●管理課長（諸井課長）　お答え申し上げます。この借入期間中の故障等については、我々ではなく、今回入札をした太平洋設備の修理となりまして、ものについても太平洋設備のものとなります。

　あと借入期間終了後に要らないということができるかということではありますけれども、これについては、そもそも長い期間それ以降も使うということで想定した上で、今回賃貸借といったもので考えておりまして、これにつきましては期限13年の３月31日のあたりに今度は要らないといったようなことでは考えておりませんし、そういうことではないといったものであります。

●議長（大野議員）　休憩します。

午後２時05分休憩

午後２時08分再開

●議長（大野議員）　本会議を再開いたします。

　管理課長。

●管理課長（諸井課長）　大変申し訳ございません。私、期限ということで聞こえまして、ちょっと勘違いをしてございました。契約書には、天災その他不可抗力など、甲及び乙の２社の責めに来することができない理由により、そういった天災とか火事も含まれるのかなと、この物件が滅失をし、その契約の全部または一部を履行できなくなった場合には、設備会社側は当該部分についての契約の履行の義務を免れるということで、そういう契約を取っております。そして当該部分に関する賃借料の支払いの義務もこれを免れるといったことにしております。

●議長（大野議員）　２番、室﨑議員。

●室﨑議員　分かりました。賃貸借契約だったら、貸主が借主の責めに来さない状態で毀滅したり消滅したりした場合には、なお提供しなければならない義務があるのが普通です。そこのところが、要するに貸主の義務もなくなるし、当然、借主の義務もなくなると。だから、その意味で普通の賃貸借とちょっと違うなということは考えておかなけれ

ばならないということですね。分かりました。

それから、さっきちょっと面白いことを担当者が言っていたのだけれども、賃貸借契約期間が満了後、無償譲渡によるというときに、それは受け取る法的義務があるのかということを私は聞いているのです。私の気持ちはどうですなんて話を聞いているわけではないのです。そこのところも答えてください。

●議長（大野議員）　管理課長。

●管理課長（諸井課長）　お答えさせていただきます。このそもそもエアコン、空調をつけるときに、どういった手法があるかといったところで、単年度であれば工事とかで設置するところではあったのですけれども、やはり財政事情を考えると、１年でこういった金額を支出することがなかなか難しいということで、今回、賃貸借といったような事業を行うことになります。これにつきましては、契約書でも要らないだとか断ることだとか、そういったものではなく、５年後には厚岸町のものとすることで契約書にうたっていますので、この契約期間終了後は厚岸町のものとすると、断れないといったような解釈になろうかと思います。

●議長（大野議員）　ほか。

10番、堀議員。

●堀議員　お聞きしたいのが、小学校とか中学校もそうなのですけれども、空き教室を今後使うような状況といったときに、エアコンの設置が可能なのかどうか。特に今回、真龍小学校とかキュービクルの増設ということでしています。真龍小学校だと生涯学習課も当然入っていますから、将来的に生涯学習課につけるときにまたキュービクルを増設しなければならないのかとか、そういうような懸念とかもあるのですけれども、増設の可能性に対する対応というものはどのようにお考えなのでしょうか。

●議長（大野議員）　管理課長。

●管理課長（諸井課長）　お答えさせていただきます。今、空き教室のお話も出たのですけれども、例えば厚岸中学校であれば、２階、３階、４階にそれぞれの学年がありまして、見直し、教室の階層にどこの学年が入るかとか、そういった見通しも立てまして、今回配置を考えております。先ほど真龍小学校は今後、生涯学習課にもエアコンを増設と考えた場合にどうなるのだといった状況ではありますが、キュービクルの話でいうと、結構大きいもの、やはりエアコンをつけるためにそういったものも想定して、大きめなキュービクルというもの、それに対応できるようなものを想定しながらつけておりますので、そこら辺は新たに１台、２台つけるから、キュービクルがもっと必要だったとか、そういうことはちょっと考えにくいのかなということでは想定してございます。

●議長（大野議員）　ほか、ございませんか。

（な　　し）

●議長（大野議員）　なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第13、議案第67号「財産の取得について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。管理課長。

●管理課長（諸井課長）　ただいま上程いただきました議案第67号「財産の取得について」、その提案理由をご説明申し上げます。

今回提案しております財産の取得につきましては、令和８年度第１回定例会におきまして、厚岸町一般会計予算の中でご議決いただきました債務負担行為により実施する中学校空調設備整備事業による空調設備機器の取得でございます。

この空調設備機器の取得に当たりましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案書74ページをお開き願います。内容について申し上げます。

始めに、１の財産の種類は物品でございます。２の名称及び数量は空調設備機器一式であり、その設置概要につきましては、議案書75ページから78ページの参考のとおりとなってございます。３の契約の方法でございますが、地方自治法施行令第167条第１号による指名競争入札でございます。４の取得価格でございますが、１億8,183万円で取得しようとするものでございます。５の取得の相手方でありますが、釧路市春採５丁目16番17号、太平洋設備株式会社でございます。

次ページをご覧願います。

参考といたしまして、１、設置の概要でありますが、厚岸中学校には室内機及び室外機各10台、キュービクル式高圧受電設備１台。次ページ、76ページです。真龍中学校には室外機及び室内機各11台、キュービクル式高圧受電設備１台。77ページ、太田中学校には室内機及び室外機各６台を設置する予定でございます。

なお、設置箇所の詳細につきましては、議案書にてご確認願います。

78ページになります。２の取得の方法でありますが、所有権移転付き賃貸借契約の期間満了後の無償譲渡によるものでございます。３の借入期間でございますが、１校目の納入期日から令和13年３月31日まででございます。４の取得日につきましては、令和13年４月１日でございます。

なお、お手元に参考資料といたしまして、６月２日に執行いたしました指名競争入札

結果及び学校別の空調設備事業に関する資料を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単ではございますが、ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員）　これより質疑を行います。

（な　　し）

●議長（大野議員）　なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第14、議案第68号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。建設課長。

●建設課長（堀部課長）　ただいま上程いただきました議案第68号「工事請負契約の締結について」、その提案内容をご説明申し上げます。

議案書79ページをお開き願います。議案第68号「工事請負契約の締結について」でございます。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第１項第５号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

床潭末広間道路は、床潭地区と末広地区を結ぶ路線であり、漁業などの産業道路として、また地域住民の生活道路として、なくてはならない重要な幹線道路でありますが、急勾配、急カーブが多く、道路幅は車がすれ違うことも困難な３メートルほどを確保するのがやっとの状態であり、これらの危険箇所を解消するため、平成20年度から改良舗装工事や地滑り対策工事の事業を継続しております。今年度は昨年度に引き続き、擁壁設置工事を行うものであります。

今回の契約の内容でありますが、１として、工事名は床潭末広間道路２工区擁壁設置工事（その２）。２として、工事場所は厚岸町末広。３として、契約の方法は地方自治法施行令第167条第３号による指名競争入札で、町内外を含め７社の参加によるものです。４として、請負金額、金１億3,640万円。５として、請負契約者は厚岸郡厚岸町真栄２丁目256番地、株式会社宮原組であります。

80ページをお開き願います。

参考といたしまして１、工事概要ですが、アンカー付山留め式擁壁、延長が37.2メートル、高さが５メートルから８．３メートル。グラウンドアンカー、延長が19.2メート

ル、設置箇所が19か所。自立山留め式擁壁、延長が９メートル、高さが２．５メートルから３．５メートル。被覆コンクリート、延長が46.2メートル、高さが２．５メートルから８．３メートル。体積が258立方メートルであります。

２、工期ですが、着手は契約締結日の翌日。完成は令和９年３月19日までとするものであります。

３、参考図面として、位置図、平面図、断面図は別紙説明資料のとおりです。

81ページをお開き願います。位置図でございます。今回の施工位置ですが、図面中央、下の黒丸で囲った部分となります。

82ページをお開きください。図面左側の平面図をご覧ください。左側が床潭地区、右が末広地区となっています。

平面図左側の旗揚げしています令和８年度工事起点から令和８年度工事終点が施工箇所となり、斜線部分が擁壁施工箇所となります。

詳細につきましては、ＳＰ271.2からＳＰ308.4の延長37.2メートル、高さ５メートルから８．３メートルのアンカー付き山留め式擁壁を施工。ＳＰ289.2からＳＰ308.4の延長19.2メートルまでの間にグラウンドアンカーを19箇所設置。ＳＰ308.4からＳＰ317.4の延長９メートル、高さ２．５メートルから３．５メートルの自立山留め式擁壁を施工。ＳＰ271.2からＳＰ317.4の延長46.2メートルまでの間に、擁壁高さ２．５メートルから８．３メートルの被覆コンクリート体積258立方メートルを施工するものであります。

図面右側の断面図をご覧ください。断面図左側が山側で、右側が海側となっています。この断面図は、起点側の断面図となっておりまして、まず、アンカー付き山留め式擁壁でありますが、擁壁が沈下や傾動しないよう令和７年度に打設したH形鋼（親杭）に、土圧や地震力による引張力を受けて、擁壁が移動しないようグラウンドアンカーを地中に埋め込み、雨水や風雨から保護し腐食を防ぐため、擁壁の表面をコンクリートで被覆する内容であります。

次に、自立山留め式擁壁でありますが、擁壁が沈下や傾動をしないよう令和７年度に打設したH形鋼（親杭）の間に、木製の捨て型枠をはめ込み、アンカー付き山留め式と同じく擁壁の表面をコンクリートで被覆する内容であります。

また、このたびの擁壁工事の違いにつきましては、現場において擁壁を施工する高さや地盤層の違いによるもので、ＳＰ308.4からＳＰ317.4の延長９メートルの区間については、支保工なしで土圧に耐える自立山留め式を採用しているところであります。

なお、別途お手元には参考資料といたしまして、６月２日に執行いたしました指名競争入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員）　これより質疑を行います。

10番、堀議員。

●堀議員　被覆コンクリートということで、手戻り工事という印象しか持てないのです。最初から自立擁壁、H形鋼をやったときに被覆コンクリートもやる工事もやってしまえ

ばよかったような気もするのですけれども、なぜに一度終わったところを再度掘り起こして、H形鋼を出した上で被覆コンクリートをしなければならなくなったのか、これについてはどうなのでしょうか。

●議長（大野議員）　建設課長。

●建設課長（堀部課長）　お答えいたします。この事業につきましては、社会資本整備総合交付金を活用しまして、事業を取り進めるところでございますが、その中でどうやってできる、できない、その区間、それをもとに最善な方法でなおかつ事業費の中で取り進めている状況でございますので、今回は残りの分について執行し、このたびの令和８年度においての工事で完了するという流れになってございます。

手戻りではなくて、令和７年度でできるところまでH形鋼をやって、そのほかにグランドアンカーとかを進めて、その金額の中でやっている状況でございます。その後については、令和８年度の７国の補正等でついた中で事業を執行しているという状況でございます。

●議長（大野議員）　10番、堀議員。

●堀議員　そうすると、安全確保が十分ではない道路を住民に通らせていたのではないのかという話になりませんか。被覆コンクリートをやって完了だと言って、安全だ、いいよとなるのでしょうけれども、それをやっていない中で通らせているのであれば、ましてやグランドアンカーを打っていないようなところを通らせていて、万が一崩れた場合というものを考慮しなかったのでしょうか。やはりしっかりと完成させたところを通らせていくようにしなければいけないと思うのですけれども、いかがなのでしょうか。

●議長（大野議員）　建設課長。

●建設課長（堀部課長）　お答えいたします。設計上、そういった工事につきましては、安全確保を確認した上で、今回施工に至っているというところでございます。その道路につきましても、通行に対しても安全確保の対策を行って、工事を今進めているところでございます。

●議長（大野議員）　いいですか。

ほかございませんか。

（な　　し）

●議長（大野議員）　なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第15、議案第69号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長）　ただいま上程いただきました議案第69号「工事請負契約の締結について」、提案内容をご説明申し上げます。

議案書83ページをお開き願います。議案第69号「工事請負契約の締結について」でございます。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第１項第５号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

町では、港町地区等の津波避難困難地域を解消し、町民の命を守るための津波避難ビルとしての機能と、老朽化した生活改善センターの地域交流機能を併せ持つ施設として、厚岸町防災交流センターを令和７年11月６日に供用開始しており、その外構工事として駐車場等を整備するものであります。

契約の内容についてご説明申し上げます。

１、工事名、 防災交流センター外構工事。２、工事場所、厚岸町港町２丁目１番、２番２。３、契約の方法、 地方自治法施行令第167条第３号による指名競争入札で町外を含め７社の参加によるものです。４、請負金額、6,193万円。５、請負契約者は、厚岸町真栄２丁目256番地、株式会社宮原組であります。

84ページをお開き願います。

参考といたしまして、１、工事概要ですが、外構工事としてアスファルト舗装、面積2,257平方メートル。表層、細粒度アスコン厚さ３センチメートル。上層路盤、アスファルト安定処理、厚さ５センチメートル。下層路盤、再生コンクリート骨材ゼロから40ミリメートル、厚さ22センチメートル。調整層、再生コンクリート骨材ゼロから40ミリメートル、厚さ７センチメートル。断熱層、土木用高性能断熱材、厚さ５センチメートル。調整層、再生コンクリート骨材ゼロから40ミリメートル、厚さ５センチメートル。排水構造物一式。縁石一式。フェンス延長82.0メートル。区画線一式。転圧、面積1,060平方メートルであります。

工期ですが、着手は契約締結日の翌日、完成を令和８年12月18日までとするものであります。

３、参考図面として、位置図、平面図、断面図は、別紙説明資料のとおりであります。

85ページの位置図、平面図、断面図をお開き願います。

工事位置は、港町２丁目１番、２番２で、図面の左上に斜線で示した位置となります。

外構工事の主な内容ですが、防災交流センター左側の斜線部分が駐車場であり、駐車台数が41台分、舗装面積が1,850平方メートルで、図面上側の町道港町３条通りと、図面下側の町道港町１号公園通りの両方の町道の黒三角で示す箇所から出入りするもので

す。

防災交流センターの右側の細長い斜線部分が、建物裏側から避難する際の通路部分で、舗装面積が407平方メートルであります。図面右側に、工事概要で説明いたしましたアスファルト舗装の断面を示しております。また、駐車場左上から伸びる点線の位置に延長82メートル、高さ90センチメートルのフェンスを設置いたします。駐車場の左、フェンスの下側の白地の1,060平方メートルの部分は、転圧ロとしてゼロから40ミリメートルの再生コンクリート骨材を厚さ10センチメートルで敷きならすものです。

なお、別途お手元に参考資料といたしまして、６月２日に執行いたしました指名競争入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（大野議員）　これより質疑を行います。

７番、南谷議員。

●南谷議員　何点かお尋ねをさせていただきます。

まず、この駐車場、通常の駐車場とは私は違うと思うのです。災害時に自衛隊の車両なんかもかなり来るだろうし、相当重いものも乗っかってくるだろうなと。厚さ３センチの舗装というのは、そういうものに十分耐えられる厚さなのでしょうか。これがまず１点。

それから、85ページの図面なのですけれども、今説明がありました出入口です。三条通りと１号公園通りのほう、この黒い三角のところから出入りをされるよという説明でした。そうすると、出入りするよと言うのですけれども、入り口の幅が何センチなのか分からない。ということは、ここの鉄道の線路みたいなマークがあるのですけれども、これがフェンスになるのかなとはじめ思ったのです。実際に出入口であれば、道路ののり面まできちんとどう出るのか何センチくらいあるのか想像がつかないのです、この図面では。出入りするのに。下のほうは平面図側はきっとこの出入口、この三角の幅、ここに黒い四角があるのですけれども、この幅が出入口なのかなと勝手な想像していたのですけれども、この出入口についてきちんと説明をしてください。

それから、前側の方はフェンスになるのかどうなのか。この黒い点々のところを90センチのフェンスが建ちますよというけれども、前側はどうなるのですか。歩道も切り崩すのですか。その辺が全く説明がなかったので、実際に使うときに上のほうと下のほうの駐車場の出入口は防災センターですから、車の出入りもあると思うのです。私はきちんと説明してくれないと、利用者にとってもまごつくと思うのです。きちんと説明して下さい。

●議長（大野議員）　危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長）　まず、大型車両が入っても大丈夫かということでございますが、通常の駐車場の構造としておりますので、大型車両が入っても大丈夫な構造と

なっております。

それと図面上での出入口の幅でございますが、申し訳ありません。そこまで示していなかったことをおわびいたします。説明で申し上げました黒三角の部分の歩道を切り下げがある、一部既に切り下がっている部分もあるのですが、最終的には幅８．５メートルと、斜めの部分も入りますけれども、平らな部分で８．５メートルの切り下げ、大体その三角のところを中心に８．５メートルの切り下げとなって、そこから出入りするという形になります。

それとフェンスの部分ですが、黒点線で示した部分、あと敷地の図面上の右側は、もう既にフェンスをこれまでの工事で設置済みでありますので、今回は左側の点線で示した部分に設置すると。それと道路に面した部分につきましては、避難等の妨げにもなるということで、こちらの道路側にはフェンスを設置しないということにしております。

●議長（大野議員）　７番、南谷議員。

●南谷議員　そうすると、平面図の下のほうなのですけれども、ここもフェンスはもうしないということなのですね。このままただ切り下げだけします、こういう理解でよろしいですか。それが下のほうも大体８．５メートルくらい入り口を作るよと。こちらのほうはないのですか、イオン側のほうは。砂利道だけれどもきっと入ってくる人がいると思うのですけれども、そこはどうなっているのですか。全くないのですか。普通こういう場合は、確かに舗装しているところはこうだけれども、たくさん集まるときはこちらから入ってくる人、私はいると思うのです。こちらはどうなっているのですか。

●議長（大野議員）　危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長）　切り下げの部分でございますが、この舗装に関する部分で申し上げますと、先ほどご説明させていただきました黒三角の２か所なのですが、下のちょうど港町１号公園通りに面している部分につきましては、以前しんりゅう保育所が建てたということで既存の切り下げが複数箇所ございます。それが３か所ほどございますので、ここから出入りできるというような状況にはなってございます。

●議長（大野議員）　ほか、ございませんか。

10番、堀議員。

●堀議員　今回の工事は断熱層という土木用高性能断熱材ということで、厚岸町が発注する工事では、あまり使用例のない部材というものを使った中で、外構工事が取り進められるのですけれども、これについては、要は地下水位が高いとか、やはり軟弱な地盤のところというものは、今後厚岸町としてもこういう土木用高性能断熱材を使っていくというような理解の下でよろしいのでしょうか。

●議長（大野議員）　建設課長。

●建設課長（堀部課長）　お答えいたします。今後につきましては、そういった場所等も含めまして、それを全て使うということではなくて、場所によって検討をしながら取り進めていきたいなと思ってございます。

●議長（大野議員）　10番、堀議員。

●堀議員　町内は大変水位が高くて軟弱な地盤の道路とかもたくさんあると思いますので、やはりこういう新工法、新部材などを積極的に活用した中で、施工の計画をぜひ立てていってほしいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

●議長（大野議員）　建設課長。

●建設課長（堀部課長）　お答えいたします。そういったところも多々ございますので、今回使用する部材につきましては、場所によって検討を含めまして取り進めていきたいと思っているところでございます。

●議長（大野議員）　ほかございませんか。

（な　　し）

●議長（大野議員）　なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第16、議案第70号「厚岸町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町民課長。

●町民課長（渡部課長）　ただいま上程いただきました議案第70号「厚岸町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」、その提案理由と条例案の内容についてご説明を申し上げます。

議案書86ページをお開き願います。議案第75号「厚岸町印鑑条例の一部を改正する条例であります。

当町では、令和５年４月から、個人番号カードの利用者証明用電子証明書を利用し、住民票の写しと印鑑登録証明書の申請・交付について、全国のコンビニエンスストア等

に設置されている多機能端末機から取得できるサービス、いわゆるコンビニ交付サービスを行っておりますが、日本に適法に在留する外国人の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、在留カード及び特定永住証明書と個人番号カードの一体化並びに一体化したカードに係る地方出入国在留管理局または市町村における手続の一元化処理を可能とするなどとした出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律が令和６年６月21日に公布、令和８年６月14日から施行されたことに伴い、これまでの在留カード及び特別永住者証明書に個人番号カードの機能を付加した特定在留カード及び特定特別永住者証明書の運用が開始されることになり、現行の個人番号カードに加え、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を利用したコンビニ交付サービスによる印鑑登録証明書を取得することが可能となったことから、本条例について所要の改正を行うものであります。

改正内容の説明については、別に配付している議案第70号説明資料、厚岸町印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表により行わせていただきますが、併せて議案第70号参考資料関係法令の抜粋を配付しておりますので、参考としてください。

それでは、新旧対照表をご覧願います。

多機能端末機による印鑑登録証明書の交付について規定している第16条の改正であります。現行の個人番号カードによる印鑑登録証明書の交付の規定に加え、今般運用が開始された特定在留カード及び特定特別永住者証明書の規定を追加する改正であります。

議案書86ページにお戻りください。

附則であります。この条例は公布の日から施行するとするものであります。

以上、簡単な説明ではございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員）　これより質疑を行います。

７番、南谷議員。

●南谷議員　国の法律に基づいて今回改正されると理解をしております。６月22日から可能だと私の認識では思っているのですけれども、もう既に法律施行になっているのですけれども、厚岸町にも外国人の方々がおられます。実際どうなのでしょうか。町として、この人たちにどう取組をされるのかなと。実際にこのカードを取得しなくてもいいわけなのですよね、してもいいのかもしれないのですけれども。町としての取組、もう既に法律上は可能なわけでございますから、町としてどのような事務方の対応、それから実際にいる外国人の皆さんにどうアタックしていくのか、この２点について説明をしてください。

●議長（大野議員）　町民課長。

●町民課長（渡部課長）　お答えいたします。このたびの法律の施行が６月14日ということで、６月14日から特定在留カードと特定特別永住者証明書というものが申請すれば交付されるといった内容になってございまして、実際は14日は日曜日になりますので、現

実的には６月15日から行えるということになります。このカード自体は、全ての外国人が必ず取得しなければならないものではなくて、希望者のみが申請を行って交付されるといったようなものになっておりまして、説明もしましたけれども、要はマイナンバーカードと在留カードが一体になったものということで、より利便性は高まるのかなという認識はしているところであります。

この新制度の開始に先立ちまして、町といたしましては、外国人の方を雇用している事業主、こちらは商工会にお願いしてパンフレットの配布をしました。それと漁業・農業系の実習生の方に対しましても、漁業協同組合と農業協同組合を通じてパンフレットの配布をいたしました。

いずれにしましても、これは希望者のみの交付と申請になりますが、実際、今、印鑑条例の改正でありますけれども、端的に言うとコンビニ交付で印鑑証明が取れるというものにはなるのですけれども、厚岸町の実態で申し上げますと、250名ほど外国人の方が町におりますが､印鑑登録している方というのは３名だけということになりますので、実際のところこのカードを使って印鑑証明を取るというのはないのかなとは考えていますけれども､新制度ですので､あと窓口にも新しく転入されてきた場合には､パンフレットの配付などをして制度の周知は行っていきたいと考えております。

●議長（大野議員）　７番、南谷議員。

●南谷議員　そうすると、現状窓口に行って申請すればカードはもらえるという理解でよろしいのですね。

●議長（大野議員）　町民課長。

●町民課長（渡部課長）　お答えいたします。今、実際の在留カードを持っている人が新しく作りたいとなれば､入管の釧路の事務所に行って申請をしてもらうようになります。厚岸町で申請ができる場合というのが、要は新たに厚岸に転入してきた場合とか、厚岸の中でも住所を変更する場合といったときに、窓口に来られた場合は厚岸町でも申請の手続はできるといったことになっておりまして、役場でできる手続というのは、ちょっと限られてくるのかなとなっております。

●議長（大野議員）　次、10番。同じでいいですか。
ほか、ございませんか。

●議長（大野議員）　なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第17、議案第71号「厚岸町水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び厚岸町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。水道課長。

●水道課長（髙瀬課長）　ただいま上程いただきました議案第70号「厚岸町水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び厚岸町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、その提案理由と条例案の内容をご説明をいたします。

このたびの条例改正は、令和５年12月21日に内閣総理大臣に提出された第33次地方制度調査会のポストコロナの経済社会に対応する地方制度の在り方に関する答申を踏まえた改正であり、内容としては、ＤＸの進展を踏まえた対応など、令和６年６月26日交付の地方自治法の一部を改正する法律において、令和８年９月24日施行部分は、地方税共同機構による特定歳入等の収納に関する規定が追加されるため、厚岸町水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び厚岸町病院事業の設置に関する条例の規定中引用している条番号に変更が生じることから、本条例を制定するものであります。

続いて、改正条文の説明をしますが、このたびの改正条例は２条立ての構成とし、１条が厚岸町水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正、第２条が厚岸町病院事業の設置等に関する条例の一部改正としておりますので、ご承知お願いします。

なお、各条とも地方自治法の改正に伴い、引用条番号が繰り下げとなったことにより、それぞれ改正するものとなっておりますので、ご承知おきいただきたいと存じます。

改正の説明については、別に配付している議案第71号説明資料、新旧対照表により行わせていただきますが、併せて議案第71号参考資料、関係法令の抜粋を配付しておりますので、参考としてください。

それでは、新旧対照表１ページをご覧ください。

第１条は、厚岸町水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正であります。議会の同意を要する賠償責任の免除について規定している第５条の改正は、職員の賠償責任を定めている第243条の２の８第８項の条番号が変更されたため、規定中引用している条番号を変更するものでございます。

次に、第２条、厚岸町病院事業の設置等に関する条例の一部改正であります。議会の同意を要する賠償責任の免除について規定している第４条の改正は、第１条、厚岸町水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正と同様の改正でありますので、説明は省略させていただきます。

議案書87ページをご覧願います。

附則でございます。この条例は、地方自治法の一部を改正する法律が施行する令和８年９月24日とするものであります。

以上、簡単なご説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員）　これより質疑を行います。

（な　　し）

●議長（大野議員）　なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第18、議案第72号「厚岸町公共下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。水道課長。

●水道課長（髙瀬課長）　ただいま上程いただきました議案第72号「厚岸町公共下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の制定について」、その提案理由と条例案をご説明いたします。

地方自治法では、分担金、加入金、過料、法律で定める使用料、その他普通公共団体の歳入、督促の手数料、延滞金の還付及びこれら徴収金の徴収、還付に関する書類の送達、公示送達については、地方税法の例によるとされており、厚岸町公共下水道事業受益者負担金は、これに準じて、厚岸町公共下水道事業受益者負担金条例において規定しているところでございます。

このたびの改正は、令和５年３月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律において、地方税法の一部が令和８年５月21日に施行され、地方税法を根拠として行う公示送達について、書面の掲示のほかにインターネット等による方法が義務づけられたことに伴い、公示送達の方法に関する規定を整備するため、本条例を制定するものでございます。

改正の内容の説明については、別に配付している議案第72号説明資料、新旧対照表により行わせていただきますが、併せて議案第72号参考資料、関係法令の抜粋を配付しておりますので、ご参考としてください。

それでは新旧対照表をご覧ください。

還付、書類の送達等について規定している第10条の改正は、第１項において、公示送達については、町税条例の例によると規定しており、その引用する町税条例は、令和７年第２回定例会において、公示送達をインターネットを通して不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとする規定を整備しており、本条例については、町税条例に

基づいて既に運用できるものとなっておりますが、第10条第２項に規定する公示事項が記載された書面を厚岸町公告式条例に規定する掲示場に掲示する事項は重複した規定となっており、このたびの条例改正作業において、第10条第１項及び第２項に重複した内容が規定されていることが確認されたことから、不要である10条第２項を削る改正を行うものでございます。

議案書88ページをご覧願います。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上簡単な説明でございますが、ご審議の上、承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員）　これより質疑を行います。

（な　　し）

●議長（大野議員）　なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

令和８年度一般会計補正予算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩いたします。再開は３時半といたします。

午後３時03分休憩

午後３時46分再開

●議長（大野議員）　本会議を再開いたします。

日程第19、議案第42号「令和８年度厚岸町一般会計補正予算」を再び議題といたします。

本件の審査については、令和８年度一般会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査を求めていたところ、今般、審査結果が委員長からなされております。委員長の報告を求めます。

●議長（大野議員）　３番、佐藤委員長。

●佐藤委員長　令和８年度一般会計補正予算審査特別委員会に付託されました議案第42号

「令和８年度厚岸町一般会計補正予算」の審査につきましては、本日、委員会を開催し、慎重に審査の結果、可決すべきものと決しましたので、ここにご報告を申し上げます。

以上、審査報告といたします。

●議長（大野議員）　議案第42号「令和８年度厚岸町一般会計補正予算」についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第73号「令和８年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算」を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長）　ただいま上程いただきました議案第73号「令和８年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算」２回目の提案理由をご説明いたします。

議案書１ページをお開き願います。

令和８年度厚岸町国民健康保険特別会補正予算（２回目）。

令和８年度厚岸町の国民健康保険特別会計補正は、次に定めるところによる。

第１条第１項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ139万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,977万2,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表、歳入歳出予算補正」による。

２ページをお開き願います。

第１表、歳入歳出予算補正であります。

歳入歳出ともに１款１項にわたって、それぞれ139万1,000円の減額補正であります。

事項別によりご説明いたします。６ページをお開き願います。歳入であります。

６款繰入金２項１目基金繰入金１節国民健康保険財政調整基金繰入金139万1,000円の減。令和７年度決算見込額確定に伴う基金繰入金の減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

８ページをお開き願います。歳出であります。

11款１項１目前年度繰上充用金139万1,000円の減。令和７年度決算見込額確定に伴う前年度繰上充用金の減であります。

以上で、議案第73号「令和８年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（２回目）」の提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員）　これより質疑を行います。

（な　　し）

●議長（大野議員）　なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第21、意見書案第１号「ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。職員の朗読を行います。

●議事係長（石原係長）　意見書案第１号「ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書」

上記議案を次のとおり提出する。

令和８年６月17日。提出者、厚岸町議会議員、竹田敏夫。賛成者、厚岸町議会議員、佐藤淳一、同じく室﨑正之、同じく金子勇、同じく堀守。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書。

北海道の森林は、全国の森林面積のおよそ４分の１を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。全国一の森林資源を有する北海道において、厚岸町と北海道が連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間、炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など、森林吸収減対策を積極的に推進する責務を担っている。

厚岸町をはじめ、道内各地域では森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林、間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

北海道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

１、地球温暖化や山地災害の防止など、森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、伐採後の着実な植林や適切な間伐、路網の整備や国土強靭化実施中期計画に基づく防災・減災対策の推進について、物価や人件費の高騰も考慮し、必要な予算を十分に確保するとともに、森林の保全と適正な利用に向けた取組を進めること。

２、森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害、病虫害など森林被害対策、ＡＩ技術やＩＣＴ等を活用したスマート林業の推進、木材加工、流通体制の強化、建築物の木造・木質化や、木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和８年　月　日、北海道厚岸郡厚岸町議会議長、大野利春。

参考送付先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

●議長（大野議員）　提出者であります。竹田議員に提案理由を求めます。

１番、竹田議員。

●竹田議員　ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について、一言申し添えておきたいと思います。

意は意見書のとおりでありますが、地球温暖化に対する危機感は国民一人一人が感じて努力もしている所存でありますが､やはり国を挙げて進めていかなくてはなりません。その上で、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員）　これより質疑を行います。

（な　　し）

●議長（大野議員）　なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

日程第22「各委員会閉会中の継続調査申出書」を議題といたします。

次期定例会までの間、閉会中における継続調査申出書がお手元に配付のとおり、各委員長から提出されております。

お諮りいたします。

本申出書のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。

よって、本申出書のとおり承認することに決しました。

日程第23「議員の派遣について」を議題といたします。

お諮りいたします。

厚岸町議会会議規則第127条の規定による議員の派遣については、お手元に配付した内容により議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付した内容により派遣することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本定例会に付議された議案の審査は全部終了しました。

したがって、厚岸町議会会議規則第７条の規定により、本日で閉会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員）　異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

以上で、令和８年厚岸町議会第２回定例会を閉会いたします。

どうも皆さんお疲れさまでした。

午後４時00分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和８年６月18日

厚岸町議会

議　　長

署名議員

署名議員